

第2期 枕崎市 子ども・子育て 支援事業計画

令和2年度 ▶ 令和6年度

令和2年3月

鹿児島県 枕崎市

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の性格、位置づけ	4
（1）子ども・子育て支援法に基づく計画	4
（2）次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画	4
（3）子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画	4
（4）枕崎市総合振興計画を上位計画とする子ども・子育てに関する基本計画	5
3 計画の期間	5
4 制度改正のポイント	6
（1）子ども・子育て支援法の改正	6
（2）基本指針の改正に係る留意事項	6
（3）児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正	7
5 計画の策定体制	8
（1）ニーズ調査の実施	8
（2）子育て世代の生活状況等に関するアンケート調査の実施	9
（3）パブリック・コメントの実施	9
（4）子ども・子育て会議の開催	9
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境	11
1 少子化の動向	13
（1）人口の推移	13
（2）子ども人口の推移	14
（3）将来子どもの人口推計	15
（4）出生の動向	15
（5）未婚率の推移	17
2 世帯の状況	18
（1）子どものいる世帯の推移	18
（2）母子世帯、父子世帯数の推移	18
3 就労の状況	19
（1）女性の労働力率の推移	19
（2）女性の労働力率の比較	19
4 保育サービスの状況	20
（1）認定こども園の利用状況	20
（2）幼稚園の利用状況	20
（3）保育所の利用状況	21
5 母子保健に関する状況	22
（1）妊婦健康診査受診率	22
（2）乳児（3か月児）健康診査受診率	22

(3) 1歳6か月児健康診査受診率.....	23
(4) 3歳児健康診査受診率.....	23
(5) 予防接種実施状況.....	24
第3章 計画の目指す方向.....	25
1 めざす姿.....	27
2 基本理念.....	27
3 計画の体系図.....	29
第4章 施策の展開.....	31
1 地域における子育て支援.....	33
(1) 地域における子育て支援サービスの充実.....	33
(2) 保育サービスの充実.....	35
2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進.....	37
(1) 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保.....	37
(2) 子どもの心身の安らかな発達と育児不安の軽減.....	39
(3) 食育の推進.....	43
(4) 思春期の保健対策の強化と健康教育の促進.....	44
(5) 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備.....	45
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	48
(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備.....	48
(2) 家庭や地域の教育力の向上.....	49
(3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進（非行の早期発見と防止）.....	49
4 子育てを支援する生活環境の整備.....	50
(1) 良質な住宅の確保.....	50
(2) 良好な居住環境の確保.....	50
(3) 安全な道路交通環境の整備.....	50
(4) 安心して外出できる環境の整備.....	50
(5) 安全・安心まちづくりの推進等.....	51
5 職業生活と家庭生活との両立の推進等.....	52
(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し.....	52
(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備.....	52
6 子どもの安全の確保.....	53
(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進.....	53
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進.....	54
7 児童虐待防止対策の充実.....	55
(1) 育児・児童相談機能の強化.....	55
(2) 関係機関等との連携.....	55
(3) 児童虐待防止の意識啓発及び通報先の広報.....	56
(4) 育児不安を抱える家庭への支援.....	56

(5) 県が行う施策との連携.....	57
8 ひとり親家庭の自立支援の促進.....	58
(1) 就業に関する支援.....	58
(2) 経済的な支援.....	58
(3) 県が行う施策との連携.....	59
9 障害のある子どもへの支援.....	60
(1) 障害の早期発見の推進.....	60
(2) 障害児保育の拡充.....	60
(3) 医療的ケア児に対する支援.....	60
(4) 学齢障害児の教育の充実.....	60
(5) 障害児の社会参加の促進.....	61
(6) 在宅福祉サービスの充実.....	61
(7) 経済的な支援.....	62
(8) 県が行う施策との連携.....	62
10 配偶者等からの暴力に対する対策の充実.....	63
(1) 相談機能環境の充実.....	63
(2) 被害者への自立・支援体制の充実.....	63
11 子育てにかかる費用への支援.....	64
(1) 経済的支援の充実.....	64
(2) 保育所及び幼稚園への助成.....	65
12 子どもの貧困対策.....	66
(1) 生活の支援.....	66
(2) 学習の支援.....	66
(3) 経済的な支援.....	67
第5章 事業計画.....	69
1 教育・保育の提供区域の設定.....	71
2 幼児期の学校教育・保育.....	71
(1) 教育・保育の支給の認定について.....	71
(2) 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」と「確保の内容」.....	72
3 保育利用率の目標設定.....	74
(1) 保育利用率とは.....	74
(2) 保育利用率の目標値の設定.....	74
4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策.....	75
5 産後の休業及び育児休業後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....	75
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	76
7 地域子ども・子育て支援事業.....	77
(1) 利用者支援事業.....	78
(2) 地域子育て支援拠点事業.....	80

(3) 妊婦健康診査.....	81
(4) 乳児家庭全戸訪問事業.....	82
(5) 養育支援訪問事業.....	83
(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）.....	84
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）.....	85
(8) 一時預かり事業.....	86
(9) 延長保育事業.....	87
(10) 病児・病後児保育事業.....	88
(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	89
(12) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業.....	90
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業.....	90
第6章 関連計画への取組.....	91
1 「健やか親子21（第2次）」に基づく本市の取組.....	93
2 「放課後子ども総合プラン」に基づく本市の取組.....	95
第7章 計画の推進.....	99
1 計画の推進体制.....	101
2 進捗状況の管理.....	101
資料編.....	103
1 枕崎市子ども・子育て会議条例.....	105
2 枕崎市子ども・子育て会議委員名簿.....	107

第1章

計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

枕崎市（以降「本市」という。）では、平成 24 年8月の「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、平成 26 年度に「枕崎市子ども・子育て支援事業計画」（以降「第1期計画」という。）を策定し、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望を把握した上で、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的確保及び地域における子ども・子育ての充実を図るとともに、次世代育成支援推進法に基づく関連施策についても推進してきました。

しかしながら、社会情勢として少子化の流れが止まることはなく、加えて子どもの貧困問題が表面化するなど新たな課題も生じています。これらを受け、国は平成 29 年6月に「子育て安心プラン」を公表しました。さらに、幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、子ども・子育て支援法の一部改正により「子育てのための施設等利用給付」を創設し、利用者負担を無償化する等の措置を講じることで、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減をはじめとする総合的な少子化対策を推進していくこととしました。

これを受け本市では、第1期計画の施策・事業の進捗評価等を行うとともに、「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」に準じ、平成 30 年度に実施した実態調査結果を踏まえながら、子ども・子育て支援に係る利用ニーズを含めた利用希望等を見直しました。その上で「子ども・子育て会議」等で議論を重ね、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の見込量などを勘案した結果、保育の受け皿や保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ「第2期枕崎市子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、「幼児教育の無償化」等の少子化対策を確実に実施できるよう、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めたすべての子どもに向けた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を推進するとともに、次世代育成支援推進法による関連施策を計画的に実施し、本市に居住する子どもやその家族にとって「子どもの最善の利益」が実現される事業展開を目指します。

2 計画の性格、位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法(抄)

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、令和7年3月まで10年間延長することとなりました。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなりますが、策定は任意となります。

そのため、本市では、可能な限り次世代育成支援行動計画の内容を本計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。また、安心して妊娠・出産・育児ができ、親と子の心とからだの健康づくりを社会全体で支援するための環境整備をめざす「母子保健計画」については、その対象が次世代育成支援行動計画と重なることから、この計画には母子保健計画を包含したものとします。さらに、「新・放課後子ども総合プラン」に関する計画についても、包括的に盛り込むこととします。

(3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画

令和元年6月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正により、市町村に対して貧困対策計画を策定する努力義務が課されたことを受け、本計画を「枕崎市子どもの貧困対策推進計画」としても位置づけることとします。貧困の状況にある子どもに対する教育、生活、保護者の就労、経済的支援について、必要な施策を展開していくため、基本施策として「子どもの貧困対策」を新たに設定し、貧困対策を推進します。

(4) 枕崎市総合振興計画を上位計画とする子ども・子育てに関する基本計画

本計画は、本市のまちづくりの基本となる「枕崎市総合振興計画」を上位計画とし、障害児福祉計画等の他の関連する計画と整合性を持たせた、本市の子ども・子育てに関する基本計画として策定します。

3 計画の期間

本計画は「子ども・子育て支援法」に則し、令和2年度から令和6年度までの5年を一期とする計画とします。

但し、本市の保育ニーズや子ども・子育てを取り巻く環境や社会情勢等の大きな変化等により必要に応じて見直しを図るものとします。

図表：計画の期間

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第1期計画						
(平成27～ 令和元年度)	↓ 新たな課題も踏まえた見直し 策定	第2期子ども・子育て支援事業計画 (令和2～6年度)				

4 制度改正のポイント

(1) 子ども・子育て支援法の改正

平成30年4月1日施行の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置が講じられました。

令和元年5月10日には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置が講じられることとなりました。

① 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外保育施設等においても費用の無償化を実施すること。

② 放課後児童クラブの受け皿拡大

女性の就業率の上昇等による共働き家庭の「小1の壁」「待機児童」解消を目指した新たな目標に向け、放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大などの事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どもの健全な育成を目的とする放課後児童クラブの役割を徹底すること。

③ 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道府県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら広域での待機児童解消を目指すこと。

(2) 基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の4点が追加されました。

① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。

② 幼稚園や保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応

幼稚園の利用希望または保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は適切に量を見込み、確保の内容についても公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

③ 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴って外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。

④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

- 子育て短期支援事業の量の見込みは、二一ズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。
- 利用者支援事業の見込みは、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。
- 放課後児童健全育成事業の見込みは、可能な限り学年ごとに量の見込みを算出すること。

(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

平成 28 年 6 月の改正によって、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、母子健康包括支援センターの設置、市町村や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じることとなりました。また、平成 30 年 7 月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、全ての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すこととなりました。

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子育てニーズ等を把握するための各種アンケートやパブリック・コメントを実施し、市民の意向を可能な限り反映させるよう努めました。また保健・福祉行政の総合的な推進や他計画との整合等の観点から庁内関係課で審議・検討を行うほか子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「枕崎市子ども・子育て会議」における計画内容の審議を経て策定しました。

(1) ニーズ調査の実施

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向を把握するため、国の基本指針に基づき実施した調査です。

●実施概要

①調査の目的

本調査は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく、第2期子ども・子育て支援事業計画策定に向けて、市民の方の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために実施した。

②調査期間

平成30年11月から12月の期間

③調査対象

枕崎市在住の就学前児童（0～6歳）の保護者（平成30年10月1日現在）

④調査方法

郵送及び幼稚園、保育所、認定こども園を通じた配布・回収

⑤回収状況

配布数	回収数	回収率	有効回答数
629件	473件	75.2%	473件

(2) 子育て世代の生活状況等に関するアンケート調査の実施

子どもの生活環境や家庭の状況を把握するため実施した調査です。

●実施概要

①調査の目的

本調査は、子どもの生活環境や家庭の状況を把握することにより、本市の課題や特性を踏まえた施策を検討するとともに、本市における様々な子育て支援につなげていくことを目的として実施した。

②調査期間

平成31年1月

③調査対象

枕崎市在住の小学生及び中学生の保護者

④調査方法

小学校及び中学校を通じた配布・回収

⑤回収状況

配布数	回収数	回収率	有効回答数
951件	792件	83.3%	790件

(3) パブリック・コメントの実施

本計画の策定にあたり、市民の意見を反映するため、本市ホームページ等に令和2年2月4日から令和2年3月5日まで計画（案）を掲載し、パブリックコメントを実施しました。

(4) 子ども・子育て会議の開催

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に基づく「枕崎市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）において、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

第2章

子ども・子育てを取り巻く環境

1 少子化の動向

(1) 人口の推移

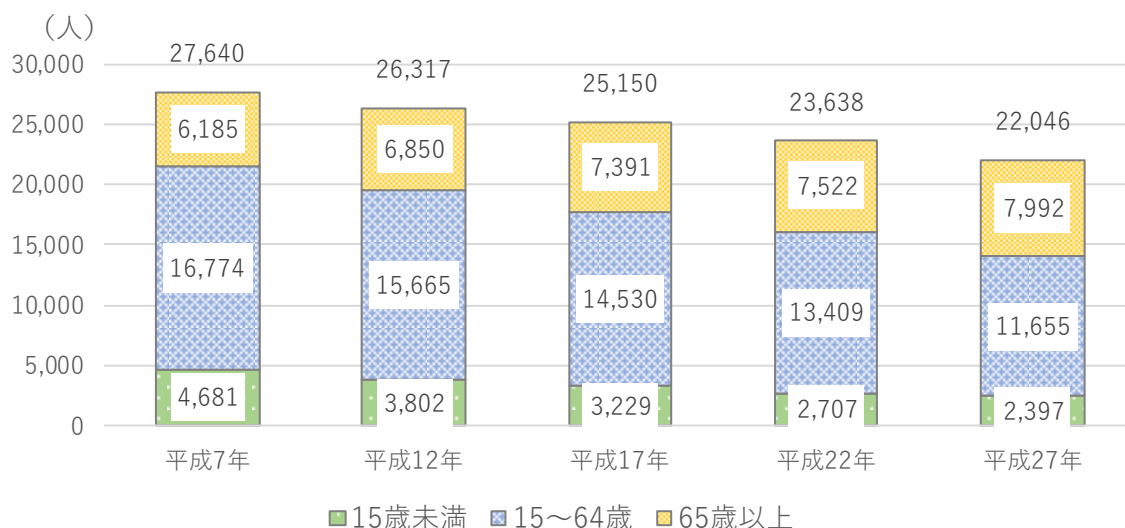
平成 27 年国勢調査結果による本市の総人口は 22,046 人となっており、このうち、15 歳未満の年少人口は 2,397 人、総人口の 10.9%となっています。

総人口に占める 15 歳未満の年少人口の割合は、平成 7 年から平成 27 年までの 20 年間で 6 ポイント減少しています。一方で 65 歳以上の老年人口の割合は約 13.9 ポイント増加しており、少子高齢化が進行しています。

【人口の推移（年齢 3 区分）】

区分	平成 7 年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	27,640	26,317	25,150	23,638	22,046
15歳未満 (年少人口)	4,681 16.9	3,802 14.4	3,229 12.8	2,707 11.5	2,397 10.9
15～64歳 (生産年齢人口)	16,774 60.7	15,665 59.5	14,530 57.8	13,409 56.7	11,655 52.9
65歳以上 (老年人口)	6,185 22.4	6,850 26.0	7,391 29.4	7,522 31.8	7,992 36.3

※平成 27 年度の総人口には年齢不詳 2 名を含む
出典：国勢調査

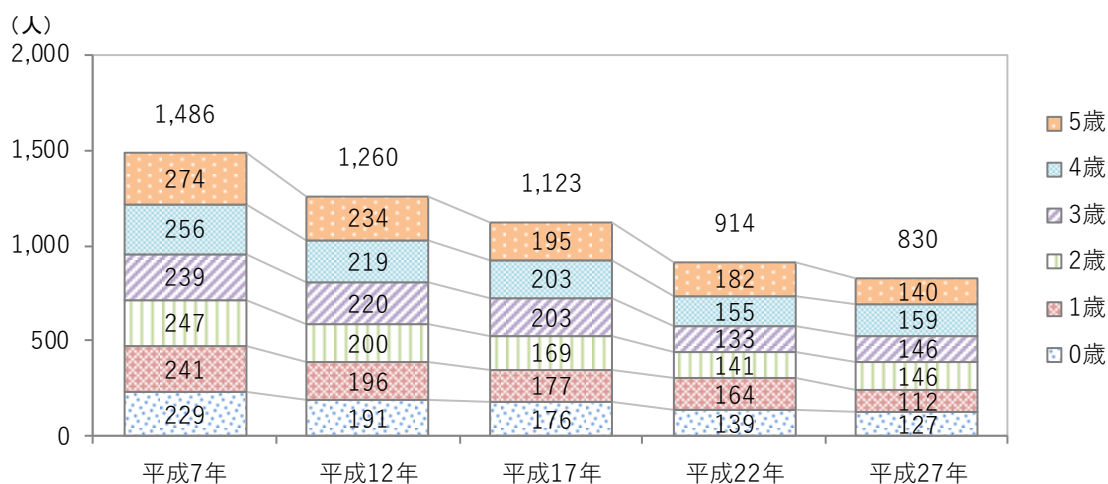


※平成 27 年度の総人口には年齢不詳 2 名を含む
出典：国勢調査

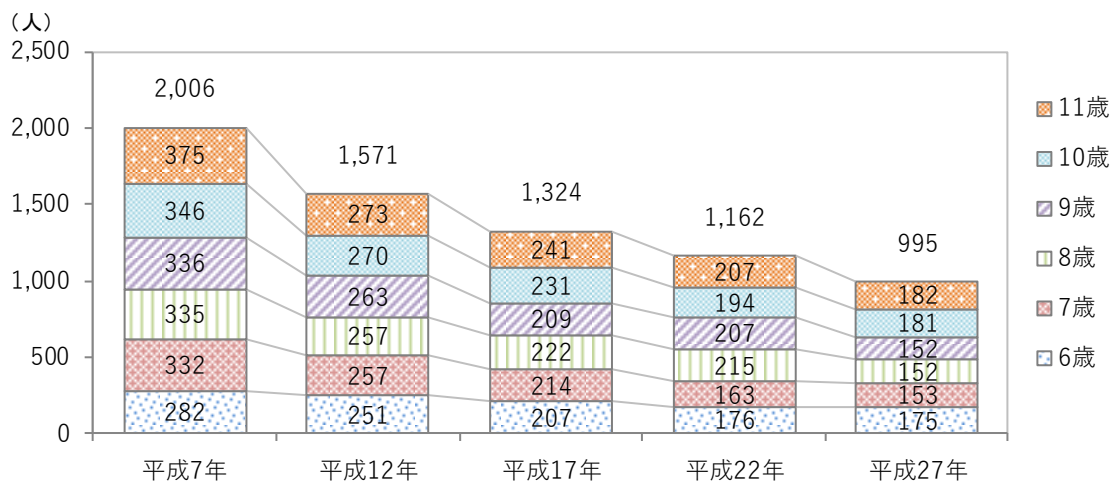
(2) 子ども人口の推移

0-5歳の人口は、平成27年は830人となっており、平成7年と比較して656人減少しています。6-11歳の人口についても減少傾向にあり、平成27年は995人となっており、平成7年と比較して1,011人減少しています。

【0-5歳の人口の推移】



【6-11歳の人口の推移】

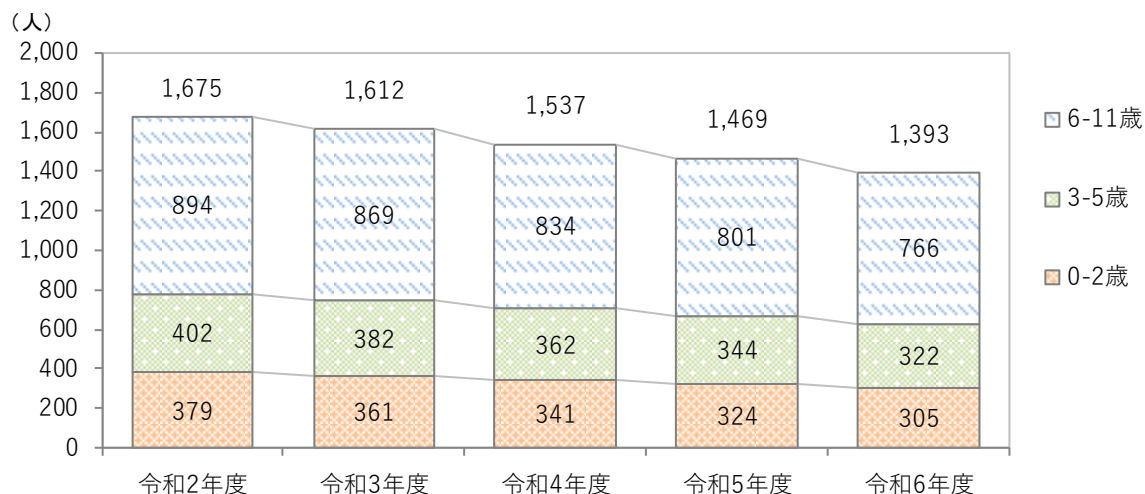


出典：国勢調査

(3) 将来子どもの人口推計

子どもの人口は今後も減少傾向となっており、令和6年には 1,393 人になることが予想されます。

【子どもの人口推計】



推計方法：国勢調査を基にコーホート変化率法を用いて算出後、住民基本台帳データで補正。

(4) 出生の動向

平成 25 年～平成 29 年の人口千人あたりの出生率は、国や県より低い水準が続いています。

また、1 人の女性が生涯に生む子どもの数を示す合計特殊出生率（15～49 歳の女性の年齢別出生率を合計したもの）は、県より低い水準で推移し、少子化傾向が続いています。

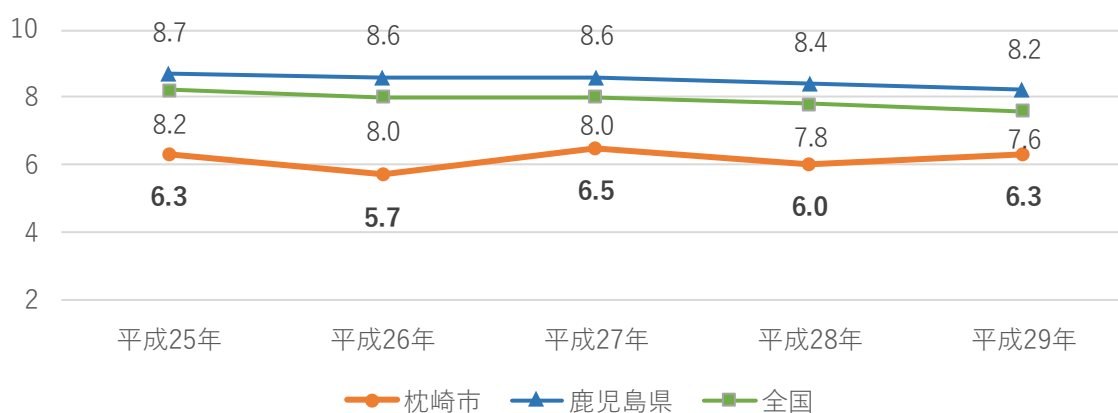
【出生数・出生率・合計特殊出生率の推移】

区分		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
市	出生数 (人)	140	128	142	129	133
	出生率 (人口千対)	6.3	5.7	6.5	6.0	6.3
	合計特殊出生率	1.43	1.38	1.50	1.50	1.56
県	出生数 (人)	14,637	14,236	14,125	13,688	13,209
	出生率 (人口千対)	8.7	8.6	8.6	8.4	8.2
	合計特殊出生率	1.63	1.62	1.70	1.68	1.69
国	出生数 (人)	1,029,817	1,003,609	1,005,721	977,242	946,146
	出生率 (人口千対)	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6
	合計特殊出生率	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

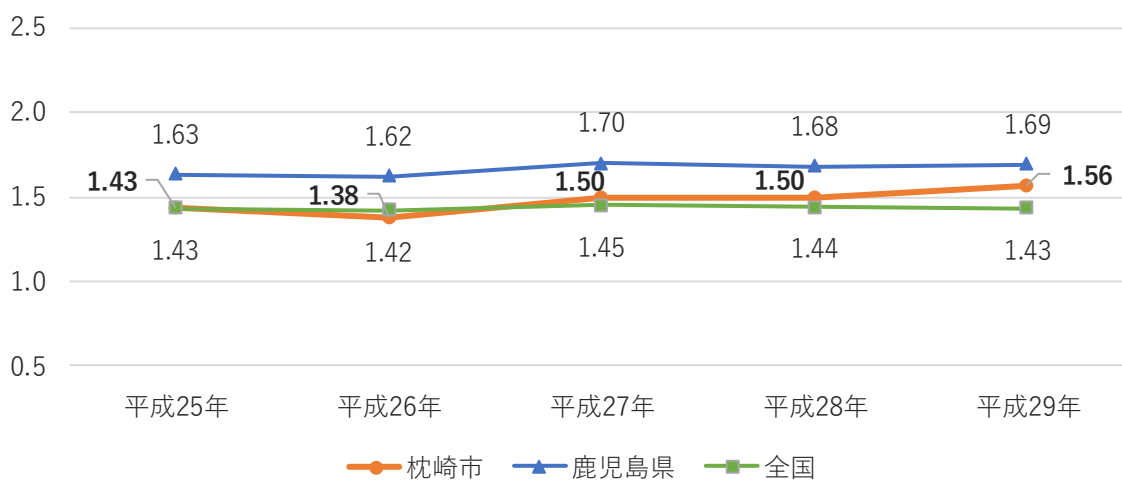
出典：鹿児島県人口動態調査（市の合計特殊出生率は、福祉課算出によるベイズ推定値）

【出生率の推移】

(人口千対)



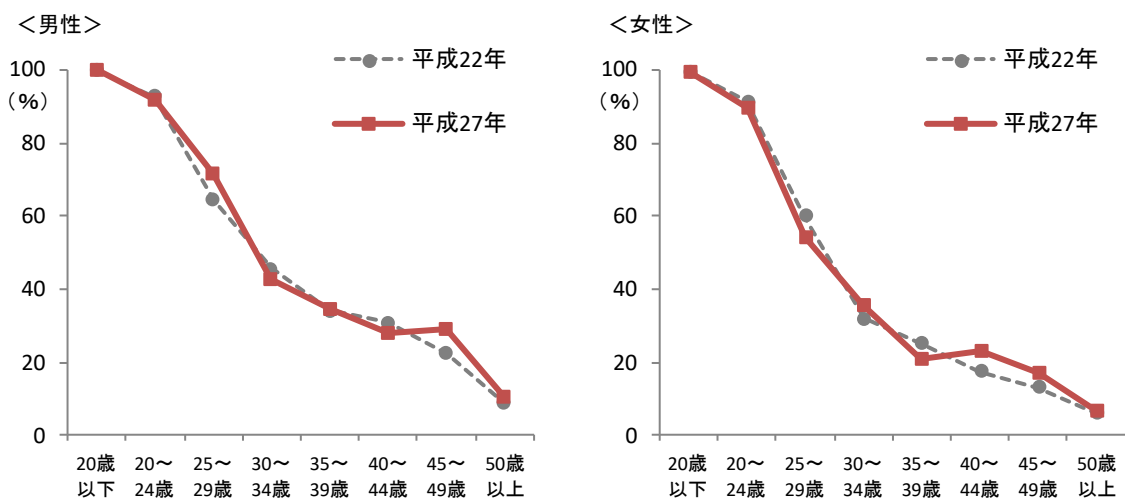
【合計特殊出生率の推移】



(5) 未婚率の推移

男女の未婚率の推移について国勢調査結果（平成22年と平成27年）を比較すると、男性は25～29歳と45～49歳、女性は30～34歳、40～49歳の未婚率が上昇しています。

【未婚率の推移】



出典：国勢調査

2 世帯の状況

(1) 子どものいる世帯の推移

6歳未満の子どものいる世帯は、平成27年では603世帯で、平成22年と比較して74世帯減少しています。また、18歳未満の子どもがいる世帯数についても、平成22年と比較して264世帯減少して1,637世帯となっています。

【子どものいる世帯数の推移】

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総世帯数	10,524	10,576	10,663	10,413	10,021
6歳未満の子どもがいる世帯数	1,078	925	820	677	603
18歳未満の子どもがいる世帯数	3,107	2,630	2,243	1,901	1,637

出典：国勢調査

(2) 母子世帯、父子世帯数の推移

母子世帯は、平成27年では168世帯となっており、平成22年と比較して10世帯減少しています。また、18歳未満の子どもがいる世帯に対する母子世帯の割合は10.3%となっています。

父子世帯については、1世帯増加し19世帯となっており、18歳未満の子どもがいる世帯に対する父子世帯の割合は1.2%となっています。

【母子・父子世帯数の推移】

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
18歳未満の子どもがいる世帯数	3,107	2,630	2,243	1,901	1,637
母子世帯数	131	137	170	178	168
	4.2%	5.2%	7.6%	9.4%	10.3%
父子世帯数	25	18	21	18	19
	0.8%	0.7%	0.9%	0.9%	1.2%

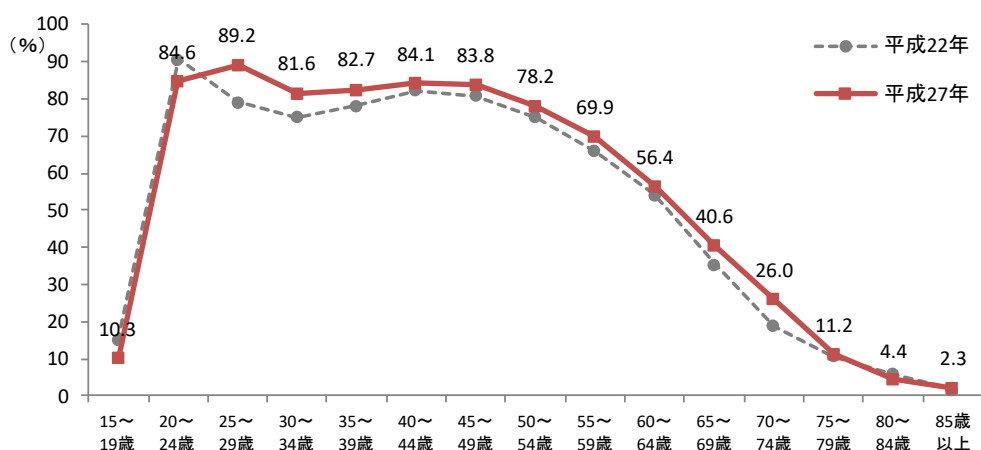
出典：国勢調査

3 就労の状況

(1) 女性の労働力率の推移

平成22年の女性の労働力率は、「20～24歳」と「40～44歳」を左右のピークとして「30～34歳」を底とするM字型カーブを描いていましたが、平成27年においては、底であった「30～34歳」は81.6%となっており、M字カーブは解消傾向にあります。

【女性の労働力率の推移】



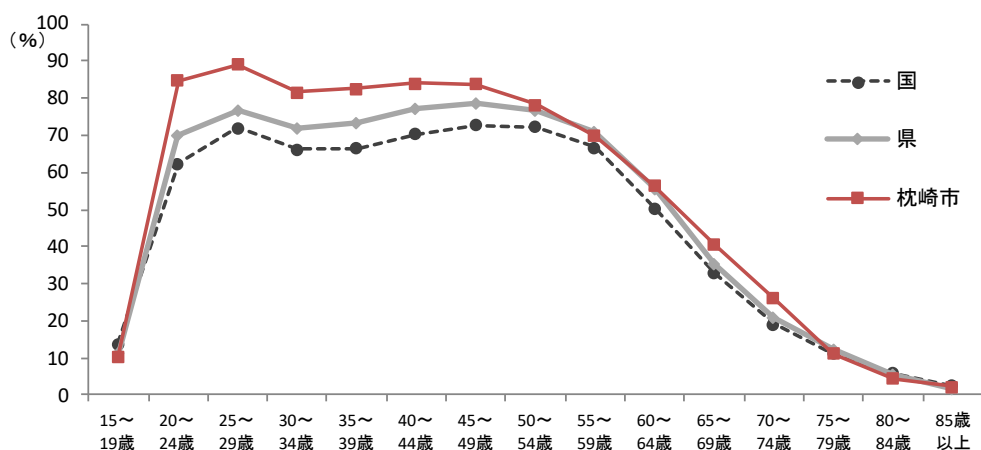
出典：国勢調査

※女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られています。

(2) 女性の労働力率の比較

女性の労働力率を国や県と比較すると、20歳代から40歳代の労働力率が高くなっています。

【女性の労働力率の比較（国・県との比較、平成27年国勢調査）】



出典：国勢調査

4 保育サービスの状況

(1) 認定こども園の利用状況

認定こども園は、平成 29 年度に認可保育施設から 2 か所移行し、定員数 195 人となっています。利用者数は平成 30 年度で 209 人となっています。

【認定こども園の利用者数の推移】

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 号	3~5 歳	-	-	-	25 人	31 人
2 号	3~5 歳	-	-	-	84 人	96 人
3 号	0 歳	-	-	-	20 人	18 人
	1~2 歳	-	-	-	58 人	64 人
計		-	-	-	187 人	209 人
施設数		施設なし	施設なし	施設なし	2 か所	2 か所

※立神保育園と別府保育園が平成 29 年度から幼保連携型認定こども園へ移行。

【各施設の利用定員】

		立神海の風 こども園	べっぷり山 こども園	認定区分別 定員
1 号	3~5 歳	10 人	15 人	25 人
2 号	3~5 歳	60 人	50 人	110 人
3 号	0 歳	5 人	5 人	10 人
	1~2 歳	25 人	25 人	50 人
施設定員		100 人	95 人	195 人

(2) 幼稚園の利用状況

幼稚園は、2 か所あり、定員数 240 人となっています。利用者数は平成 30 年度で 127 人となっています。

【幼稚園の利用者数の推移】

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
入園者数		130 人	123 人	126 人	134 人	127 人
施設数		2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

【利用定員】

		枕崎幼稚園	長野幼稚園	計
定員数		120 人	120 人	240 人

(3) 保育所の利用状況

認可保育所は、平成29年度に2か所が認定こども園に移行したため、平成30年度は5か所、定員330人となっています。平成30年度の利用者数は332人となっています。

【認可保育所の利用者数の推移】

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
2号	3~5歳	352人	311人	331人	196人	182人
3号	0歳	46人	61人	71人	43人	48人
	1~2歳	165人	158人	148人	99人	102人
計		563人	530人	550人	338人	332人
施設数		7か所	7か所	7か所	5か所	5か所

※立神保育園と別府保育園が平成29年度から幼保連携型認定こども園へ移行。

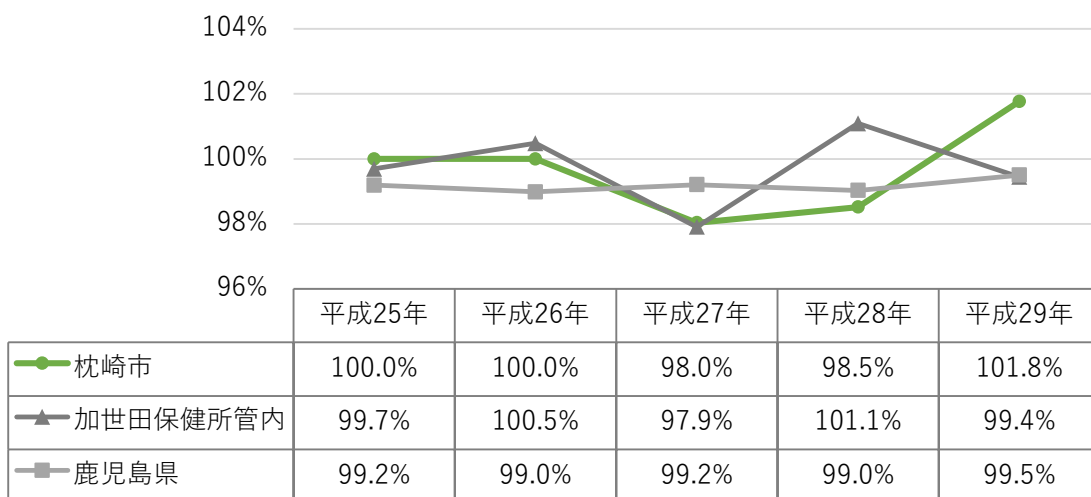
【各施設の利用定員】

		まくらざき 保育園	妙見 保育園	火の神 保育園	富士 保育園	第2ふじ 保育園	認定区分 別定員
2号	3~5歳	40人	55人	30人	30人	30人	185人
3号	0歳	5人	5人	10人	10人	10人	40人
	1~2歳	25人	30人	20人	10人	20人	105人
施設定員		70人	90人	60人	50人	60人	330人

5 母子保健に関する状況

(1) 妊婦健康診査受診率

妊婦健康診査受診率は、加世田保健所管内、県とほぼ同じ水準で推移しています。

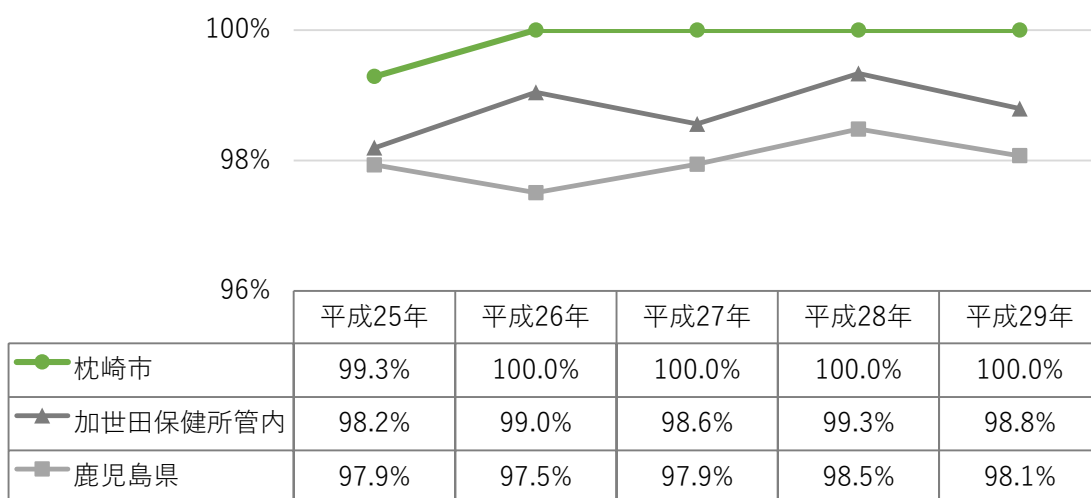


(注) 基準日以降に生じる出生や転入等の対象者数の変動により、対象者数を超える受診者数となり、受診率が 100%を超える場合があります。

出典：鹿児島県の母子保健

(2) 乳児（3か月児）健康診査受診率

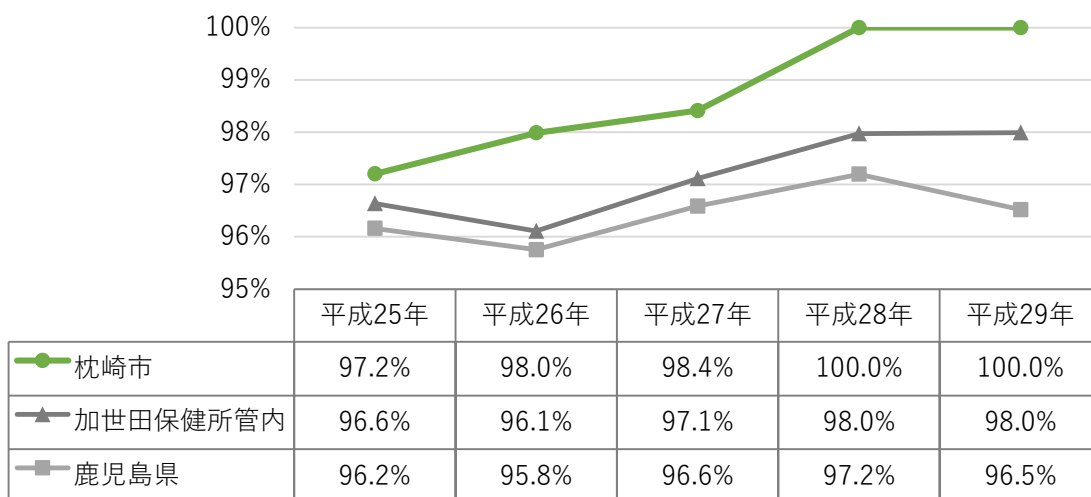
乳児（3か月児）健康診査受診率は、平成 26 年以降は 100%となっており、加世田保健所管内や県より高い水準となっています。



出典：鹿児島県の母子保健

(3) 1歳6か月児健康診査受診率

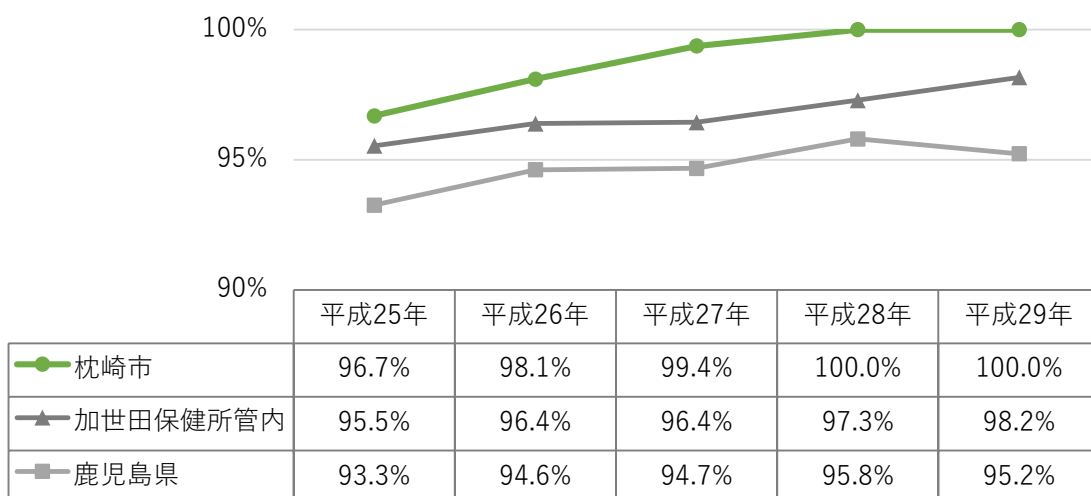
1歳6か月児健康診査受診率は、平成28年、平成29年は100%となっており、加世田保健所管内や県より高い水準となっています。



出典：鹿児島県の母子保健

(4) 3歳児健康診査受診率

乳児（3か月児）健康診査受診率は、平成28年、平成29年は100%となっており、加世田保健所管内や県より高い水準となっています。



出典：鹿児島県の母子保健

(5) 予防接種実施状況

本市における各予防接種実施状況は、以下のとおりです。

【予防接種実施率】

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
四種混合（初回）	96.8%	96.3%	77.5%	107.0%	98.8%
麻しん・風しんMR（1期）	88.6%	106.3%	91.9%	97.8%	94.1%
日本脳炎（第1期初回）	46.3%	30.6%	70.0%	107.2%	98.8%
ヒブ	70.8%	96.8%	73.5%	100.8%	97.1%
小児用肺炎球菌	72.2%	97.2%	73.0%	101.7%	96.7%

出典：鹿児島県の母子保健

※対象者数は当該年度に新たに標準的接種期間に達した人数であることに対し、接種者数は当該年度に定期予防接種を実施した人数であるため、実施率は100%を越える場合がある。

第3章

計画の目指す方向

1 めざす姿

子育て家庭の生活形態、就労形態の変化などにより、子育てに関するニーズが多様化しています。また、地域における人間関係の希薄化、少子化に伴う子ども同士のふれあいの機会の減少などにより、家庭や地域において子育てに対する不安を抱えている保護者も少なくありません。

このような状況の中では、保護者が子育てについての第一義的責任をもつということを経験しながらも、行政だけでなく家庭や地域、関係機関、職場など子どもと子育て家庭を取り巻く社会全体が一体となり、子育てについて理解を深め、互いに連携しながら安心して子育ての出来る環境を整えること、また、未来をになう子どもたちが、枕崎市の恵まれた自然や歴史・文化の中で幸せを感じながら成長できる環境を作っていくことが必要です。

本計画では、これまでの事業計画で目指してきた「社会全体で取り組む子育て支援」の方向性を継承し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と関係機関との連携・共有を図り、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を図るため、次の基本理念を定めます。

2 基本理念

第1期計画では以下の3つを基本理念として、親と子がすこやかに暮らすことのできる社会を目指し、施策の展開を行ってきました。

本計画においても、第1期計画の理念を継承し、子どものすこやかな成長・発達を市全体で支援する取組の更なる充実を目指します。

基本理念

未来を担う子どもたちが明るく健やかに成長できる

子どもを持ちたいと希望する人が安心して子どもを産み育てることができる

子どもを育てている人が子育てに伴う喜びを実感できる

子ども・子育て支援法（抄）

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

3 計画の体系図

未来を担う子どもたちが明るく健やかに成長できる

基本理念 子どもを持ちたいと希望する人が安心して子どもを産み育てることができる
子どもを育てている人が子育てに伴う喜びを実感できる



第4章

施策の展開

1 地域における子育て支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

①在宅における子どもの養育支援

新生児訪問指導の充実

健康課

生後 28 日未満の乳児に対して、健康状態を確認し具体的な育児の方法等を助言することにより、不安をやわらげるような援助を行います。今後も継続して実施します。

乳幼児訪問指導の充実

健康課

保護者からの相談依頼や健診後の事後指導の訪問実施を行っています。健診後の事後指導を必要とする母子や他機関から必要とする母子に対して、適切な時期に確実に訪問指導を行います。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

福祉課

子どもの預かり等の援助を受けたい者と援助を行いたい者からなる会員組織が相互援助活動を行い、地域における育児の相互援助を推進するとともに、緊急時の預かりやひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図っています。
枕崎市子育てサポートセンターにおいて、相互援助活動の調整業務を行っています。

②施設における子どもの養育支援

放課後児童健全育成事業

福祉課

保護者の就労等により保育を必要とする小学校に就学している児童に対して、授業の終了後等に児童館等を利用して子どもの主体性を尊重しその発達段階で適した育成支援を行い、子どもの自主性・社会性等の向上を図るものであり、市内5か所で実施しています。

一時預かり事業

福祉課

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等において一時的に預かる事業であり、市内全ての保育所等で実施しています。

放課後子供教室、放課後児童クラブ整備（新規）

教育委員会総務課 福祉課

希望がある学校区に、空き教室等を利用して放課後子供教室を整備し、放課後児童クラブと一体的に又は連携して実施することを目指します。

③地域の子どもの養育に関する情報の提供及び助言

すくすくお誕生日教室

健康課

乳児から幼児への移行期に、歯科や栄養、発育・発達などについて学び、さらに親子遊びの紹介や親同士の交流の機会とするため実施しています。年4回実施しており、今後も継続して実施します。

ふれあい子育てサロン

健康課

安心して育児ができ、健やかに子どもが育つために、育児不安を解消し、楽しく育児ができるよう支援するため、毎月第3木曜日に未就園児とその保護者を対象に開催しています。

運営体制は枕崎市と枕崎市社会福祉協議会が主催し、主任保育士会に講師を依頼（12回中7回）、子育てサポーター（ボランティア）や参加者スタッフが担い手となり、育児相談も随時行います。

今後も継続して実施するとともに、乳幼児健診等での事業広報、事業の定着及び主任保育士会との協力体制の維持に努めます。

子育て講座（すくすく講座）

生涯学習課

平成20年度から、講師及び子育てサポーターともにボランティアで、健康センターの2歳児歯科検診時に講座を開設しています。

すこやか親子教室 カンガルーくらぶ

健康課

乳幼児健診で、発達障害や情緒行動について、経過観察とした子どもを対象に実施しています。遊びを通じて、子どもの状況を観察して、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士が助言を行います。

④その他

初妊婦講座

健康課

健康で意義ある妊娠生活を送り、無事出産する日を迎えるため、妊娠の経過や出産の経過、新生児期の生活、妊娠中の口腔衛生や妊娠中の栄養について指導することを目的として実施しており、今後も継続して実施します。

(2) 保育サービスの充実

①要保育児童数に見合った受け入れ体制の整備

保育所等定員の見直し

福祉課

少子化により児童数は減少傾向にあるものの、令和元年10月に開始された幼児教育・保育の無償化等により、児童数に対する幼児教育・保育の需要は増加すると見込まれるため、入所実態に即した定員の見直しを行います。

保育所等施設整備計画の策定

福祉課

児童福祉施設最低基準に基づき、設備及び運営の向上を図るため、保育需要の動向に対応した保育所等施設整備計画の策定に努めます。

②多様な保育サービスの展開

障害児通所支援事業

福祉課

障害児に対して、施設に通っての日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。身体障害者手帳・療育手帳等の所持の有無に関わらず、障害がある又は疑われる乳幼児・児童生徒に対する障害の早期発見・早期支援、療育を行います。

地域子育て支援拠点事業

福祉課

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化していく中で、子育て世帯の不安感を取り除き、家庭や地域における子育て機能を充実し、子どもの健やかな育ちを促進していきます。

③子育て支援のネットワークづくり

子育て支援ネットワークの充実

福祉課

子育て支援センターにおいて、関係機関や多様な子育て支援活動を行っているグループ等とのネットワーク化を図り、連携しながら地域の子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援を実施するため「枕崎市子育てネットワーク会議」を開催します。

育児支援冊子（子育て応援まくらざき）の配布

健康課

子育てに関するサービスや、幼稚園・保育所等での子育て支援、医療機関や公園等の所在地（マップ）を掲載した情報誌を毎年作成しています。出生した全乳児と転入者に配布しています。今後も継続して実施します。

市ホームページを活用した子育てに関する情報提供

福祉課

子育て支援サービスや各種イベント等の情報を、市ホームページにて提供します。

④子どもの健全育成

母子保健推進員活動

健康課

健康診査の受診勧奨や母子保健事業の推進のための活動を行います。今後は、未設置地区の推進員の確保を目指しながら、継続して活動を行います。

児童館運営事業

福祉課

児童厚生員により個別的・集団的に遊びの指導を計画的に実施するほか、遊びを通じて運動の習慣・仕方・技能の修得及び体力増進等の指導を行います。また、母親クラブ等による地域組織活動の拠点となっています。

2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

(1) 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保

① 母親の視点から見て満足できる妊娠・出産の普及

妊娠届出時の健康相談の充実

健康課

妊娠届出時（母子健康手帳交付時）に、妊婦が安全な妊娠、出産を迎えることができるように妊婦健康相談を実施します。妊婦健康相談での保健指導に当たっては、新しい世代をつくる子どもと、母性の健康を守るために、妊婦だけでなく、その家族あるいは周囲の者に母体保護の重要性を浸透させる必要があります。身体的な問題だけでなく、生活環境・経済的背景・社会的背景なども十分考慮して総合的な指導を行います。妊娠届出時情報（アンケート）により、ハイリスク妊婦を見極め、早期介入し、関係者との連携を図ります。

初妊婦講座の実施と受診率の向上

健康課

初妊婦の母子健康手帳交付日を第2月曜日に設定し、保健師・栄養士・歯科衛生士による保健指導実施後に母子健康手帳を交付します。母子健康手帳交付日以外に交付を受けた妊婦については、翌月の初妊婦講座を紹介して、受講を勧奨します。

② 妊娠・出産の安全性の確保

妊産婦健康診査や保健指導の充実

健康課

平成21年度より、妊婦健診の公費負担が14回となり、受診による経済的負担が軽減されるため、受診機会が増え、産科での保健指導を受ける機会が増加すると考えられ、母子健康手帳交付時に受診勧奨します。平成30年度から、出産予定日を超過し、更に妊婦健診の必要な方を対象に15回・16回目の妊婦健診の公費負担を実施しています。

医療機関における妊婦学級の受講の勧奨

健康課

母子健康手帳交付時に、医療機関における妊婦学級の受講を勧奨しています。特に、初妊婦には受講を勧奨します。

妊婦への卒煙指導の実施

健康課

母子健康手帳交付時に喫煙している妊婦に対して、妊娠をきっかけとして卒煙するために、面接や書籍によるビブリオセラピー（読書療法）を行います。

③妊婦にやさしい環境づくり

母性健康管理指導事項連絡カードの普及

健康課

母子健康手帳交付時に、就労している妊婦にリーフレットを配布し、母性健康管理指導事項連絡カードの説明を行っています。

父親向けの育児や分煙に関するパンフレット等の配布

健康課

父親向けの沐浴方法やスキンケアを推奨するパンフレット、父子手帳を配布しています。また子どもをタバコの煙から守るために、禁煙支援に関する資料の提供を行います。

④産後のこころの支援

マタニティーブルー・産後うつ病に関する知識、情報の提供

健康課

母子健康手帳交付時に、マタニティーブルー・産後うつ病に関する資料を配布して、保健所管内の医療機関と連携して産後うつ病対策に取り組んでいることを妊婦に啓発します。

相談体制の充実と医療機関との連携

健康課

保健所管内の医療機関と連携して産後うつ病対策に取り組んでおり、産婦が受診しやすい体制作りを目指しています。

妊産婦・新生児訪問指導事業

健康課

妊娠中、あるいは産後1年を経過しない女性、及びその家族を対象とします。妊娠・出産・産褥期に生ずるストレスの軽減を図り、産後のうつ状態の早期発見に努めます。

産婦健康診査事業（新規）

健康課

産後2週間・産後4週間に産婦の心身の状態を把握するため、健診の費用を一部助成します。エジンバラ産後うつ病質問票・赤ちゃんへの気持ち質問票により要支援者を把握しています。

(2) 子どもの心身の安らかな発達と育児不安の軽減

①乳幼児の健康の保持及び増進のための支援

乳幼児健康診査

健康課

3～4か月児健診、6～7か月児健診、9～11か月児健診、1歳6～8か月児健診、2歳児歯科健診、2歳6か月児歯科健診、3歳児健診を実施しており、受診率の向上に努めています。

予防接種事業

健康課

定期予防接種としてBCG、Hib ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、B型肝炎ワクチン、DPT・ポリオ四種混合ワクチン、MR二種混合ワクチン、水痘ワクチン、日本脳炎ワクチン、DT二種混合ワクチン、子宮頸がんワクチンを実施して、接種率の向上に努めています。

予防接種費用助成事業（新規）

健康課

ロタワクチン、インフルエンザワクチンの接種に係る費用の一部を助成しています。

新生児聴覚検査

健康課

新生児の難聴を早期に発見するため、新生児の聴覚検査の費用を一部助成します。

4歳児親子教室（新規）

健康課

4歳児の親子に対し、親子遊びの提供や歯科・栄養の指導、子育ての相談を実施しています。

②育児を楽しめるための支援

ア 相談機能の強化と育児に関する学習・情報提供の実施

育児相談

健康課

毎月2回実施し、計測や育児相談を行っています。

訪問指導による相談の充実

健康課

親の育児不安・悩みを軽減するために、訪問指導による相談の充実を図ります。

乳児家庭全戸訪問事業

健康課

すべての乳児のいる家庭を訪問して、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞いて、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育つための環境整備を図ります。

ブックスタート事業（新規）

健康課

子どもとのふれあいの時間がもてるよう、乳児家庭全戸訪問の際に、絵本を配付しています。

イ 仲間づくりの視点を取り入れた健康診査・教育等の実施

乳幼児健康診査における絵本の読み聞かせ、絵本の紹介

健康課

6～7か月児健診会場で図書館職員が、絵本の紹介・パンフレットの配布を行い、家庭での絵本の活用を勧めています。

乳幼児健康診査における離乳食、貧血予防食の試食

健康課

健診終了後、離乳食を試食しながら、子どもの食についての理解を深める場を提供しています。母親同士のふれあいの場となっています。

育児サークルの紹介

健康課

乳幼児健診等で育児不安のある保護者に対して、健康センター 大会議室の母子開放日（毎週月曜日、午前中）を利用して活動する育児サークルの紹介をしています。

ウ 育児に困難さを感じている親への支援

母子健康手帳交付時における母親の状況の把握と相談

健康課

妊娠届出時（母子健康手帳交付時）に、妊婦が安全な妊娠、出産を迎えることができるように妊婦健康相談を実施します。妊婦健康相談での保健指導に当たっては、新しい世代をつくる子どものためにも、母性の健康を守るためにも、妊婦だけでなく、その家族あるいは周囲の者に母体保護の重要性を浸透させる必要があります。身体的な問題だけでなく、生活環境・経済的背景・社会的背景なども十分考慮して総合的な指導を行います。妊娠届出時情報（アンケート）により、ハイリスク妊婦を見極め、早期介入して、関係者との連携を図ります。

産後ケア事業

健康課

産後に宿泊またはデイケアにて、助産師等による心身のケアや休養、育児サポート等のきめ細かい支援を行います。

各事業における個別相談の充実

健康課

妊娠・出産・育児に困難さを感じている親への支援として、各種健診や教室等における個別相談の充実を図ります。

関係者、関係機関との情報交換の充実と連携強化

健康課

支援の必要な親子についての情報を、医療機関の助産師や幼稚園・保育所等の教諭・保育士と共有し、連携して支援を行っています。

発達相談（言葉と子育ての相談）

健康課

発達の遅れや行動について、問題を抱えている幼児の保護者が相談できる場であり、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士から助言を受けることができます。必要な場合は医療機関での受診や、児童発達支援事業所の利用を勧めています。

③温かい見守りのできる環境づくり

ア 医療、保健、福祉、地域との連携

ケース検討会議の実施

健康課

連携の必要なケースについては、福祉課や医療機関とケース検討会議を行い、支援を行っています。

子育てネットワーク会議への参加

健康課

子育てに関わる関係機関、団体の関係者による子育てネットワーク会議が年 2 回実施され、子育てにかかる様々な課題について、討議がなされています。

イ 地域における育児支援の推進

地域の社会資源の活用促進

健康課

NPO法人子育てふれあいグループ自然花、子育てサポートセンター、子育て支援センター「キッズ」について情報提供し、利用の促進を図ります。

育児サークルへの会場の提供や健康教育

健康課

活動の会場を無償で提供しています。健康教育の依頼があれば、実施します。

ウ 母子保健にかかわる関係者への研修会の実施

母子保健推進員研修会の開催

健康課

母子保健推進員の資質向上を図るため、年度末に研修会を実施しています。

県実施の母子保健関係者研修会への参加

健康課

母子保健推進員の資質向上を図るため、県が実施する母子保健関係者研修会へ参加しています。

(3) 食育の推進

初妊婦講座時の栄養指導

健康課

妊娠中の栄養についてのポイントとこれからの生活習慣病予防のための食生活について理解してもらいます。

乳幼児健康診査時の栄養指導

健康課

健診後、特に第1子を持つ母親に偏食のない子どもを育てるための食生活について理解してもらいます。

親子教室時の栄養指導

健康課

1歳前後の親子が集い、現在の食事の確認をし、おやつを試食をしながら楽しく語り合います。

もぐもぐ栄養教室の開催

健康課

これから子育てをしていく方を対象に家族の健康管理者として栄養の基本を学びます。

(4) 思春期の保健対策の強化と健康教育の促進

①思春期の健康づくりと性教育の環境整備

ア 生と性（命の大切さ、妊娠出産のしくみ、性感染症等）の教育の推進

学校における性教育・エイズ教育の充実

保健体育課

学校の年間指導計画に沿った児童生徒の発達段階に応じた指導を進めるとともに、学校医、学校薬剤師等を講師に招いた性に関する指導に努めます。

イ 健康な生活習慣が身につくための情報の提供

学校における飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育の充実

保健体育課

小学校においては、保健学習のなかで担任や養護教諭等の指導のもとに学習しています。中学校においては、保健学習のなかで、県警少年サポートセンターの指導によりタバコやアルコール、薬物が成長過程の体にどのような影響を与えるかなど、薬物についても充実した指導に努めます。

②思春期相談の充実

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、
教育相談機関等による相談体制の充実

学校教育課

教職員・保護者・児童生徒への周知を図り、積極的な活用を図っています。市内小中学校に配置して、いじめ問題や不登校をはじめ様々な児童生徒の相談に対応しています。学校、保護者、教育センター、児童相談所などの相談機関を紹介して、連携と相談体制の充実を図ります。

③市民や関係機関・関係者への情報の提供と協力体制の構築

相談に対応できる人材育成

健康課

今後も研修会等に積極的に参加します。

市民への情報提供と地域活動の推進

健康課

エイズ検査、相談窓口の記載されたエイズについてのパンフレットを健康センターのカウンターに置いて、自由に持ち帰ることができるようにしています。

(5) 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備

①小児保健医療水準の充実

ア 小児保健医療体制の整備、情報の普及・啓発

日曜日・祝日在宅医の実施

健康課

実施しています。

夜間当番医の実施

健康課

病院群輪番制病院運営事業を実施しています。

夜間・救急医療に関する情報提供

健康課

県小児救急電話相談を紹介するカードを生後1か月時に全乳児に配布しています。

育児支援冊子への医療機関リストの掲載

健康課

掲載しています。

心肺蘇生法の普及

健康課

乳児健診時に乳幼児の事故防止、応急手当のパンフレットを配布しています。

かかりつけ医を持つことの推進

健康課

乳幼児健診時にかかりつけ医の有無を確認し、かかりつけ医を持つことを勧めています。

イ 医療費負担の軽減

子ども医療費助成事業

福祉課

子ども（中学校卒業まで）の健康と健やかな育成を図るため、保険診療による医療費の全額を助成するための事業です。

②乳幼児突然死症候群（SIDS）予防対策の推進

禁煙・分煙の指導

健康課

母子健康手帳交付時に SIDS 予防のパンフレットを配布して、乳幼児突然死症候群予防の一つとして説明をしています。

母乳栄養の推進

健康課

「母乳で育てられた乳児は、SIDS の危険性が低い」といわれており、できる限り母乳で育てることを勧めています。

仰向け寝の推進

健康課

「うつぶせ寝の方が SIDS の危険性が高まる」という研究結果がでています。医学上の理由で必要な時以外は仰向けに寝かせることを勧めています。

③予防接種推進への取組

予防接種に関する情報の提供（保護者、関係機関への啓発）

健康課

保護者へ、冊子「予防接種と子どもの健康」の配布、乳児健診における説明を行っています。医療機関には毎年説明のため、巡回しています。

乳幼児健康診査時における予防接種の勧奨

健康課

母子健康手帳で接種歴を確認して、勧奨しています。

④不慮の事故防止対策への取組

事故予防パンフレットの配布

健康課

乳児健診時に乳幼児の事故防止、応急手当のパンフレットを配布しています。

小児の発達段階に応じた事故防止対策（チェックリストの活用）

健康課

事故防止、応急手当のパンフレットに掲載されているチェックリストの活用を勧めています。

応急手当法の普及

健康課

乳児健診時に乳幼児の事故防止、応急手当のパンフレットを配布しています。

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

①豊かな心の育成

市教育相談室での相談活動

生涯学習課

中央公民館の青少年育成センターに相談室を置き、電話及び来所による相談にに応じている。相談件数は年に数件であるが、深刻な悩みもあることから、今後も相談活動を継続します。

②健やかな体の育成

市立小・中学校体育実技講習会

保健体育課

市内小・中学校の教職員を対象に、外部から講師を招いて、実技研修会（相撲、カッター）を実施しています。枕崎市の特色あるスポーツ大会や教室を今後も実施していきます。

③保育料等の軽減（幼児教育の充実）

幼稚園就園助成金

教育委員会総務課

幼稚園児を有する世帯の経済的な負担軽減と幼稚園教育の振興に資するため、同一世帯から幼稚園に2名以上就園している世帯に助成金を交付しています。今後も幼稚園児を有する世帯の経済的な負担軽減と幼稚園教育の振興に資するため継続して実施します。

子ども・子育て支援法に基づく施設等利用料の無償化（新規）

教育委員会総務課

- ・保育料を25,700円を上限として無償化（条件なし）
- ・預かり保育を11,300円又は16,300円上限として無償化（条件あり）
- ・副食費を4,500円を上限として無償化（条件あり）

(2) 家庭や地域の教育力の向上

①家庭教育への支援の充実

家庭教育学級

生涯学習課

市内すべての幼稚園・保育所・こども園・小学校・中学校で開設し、家庭教育の大切さなどについて学習を行います。

②地域の教育力の向上

市民体カづくり事業

保健体育課

スポーツ少年団を対象に青少年の育成と、地域指導者と連携したスポーツ環境の充実に努めていきます。体カテスト等を実施します。

(3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進（非行の早期発見と防止）

青少年補導・指導事業

生涯学習課

社会教育指導員による巡回補導及び青少年指導委員「5校区 12 班 71 名」の街頭補導並びに警察の少年補導との連携及び校外生活指導連絡会との合同街頭補導など青少年の健全育成に努めています。

今後も巡回補導や街頭補導などをおして、学校・家庭地域社会が一体となった取組を行い青少年の健全育成に努めます。

有害メディアに対する規制の働きかけ

生涯学習課

書店やビデオ店等への協力依頼をするとともに、県条例に基づく立入り検査に同行するなど、有害メディアから青少年を守る環境づくりに努めています。

情報モラル教育の推進

学校教育課

教科指導等において、ICTの活用を図ることにより、児童生徒の関心・意欲を高め、学力向上に努めています。情報教育の指導計画を基に、学級活動、道徳、総合的な学習の時間、技術家庭等の学習で情報モラルに関する指導や携帯電話・スマートフォン等の利用方法の指導を行います。

4 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良質な住宅の確保

公営住宅建設の推進

建設課

子育て世帯が安心して暮らせる、多様な公営住宅の供給や既設公営住宅の改修等を実施しており、環境に配慮した住宅の整備事業を継続します。

(2) 良好な居住環境の確保

公園施設の整備

建設課

多目的トイレや休憩所の整備、憩いの場としてのスペースの確保、公園施設等の定期点検による安全の確保及び更新をしています。

(3) 安全な道路交通環境の整備

幹線道路等の歩道整備

建設課

通学路等を中心にバリアフリー化を推進し、安全かつ快適な歩行空間を確保するため、歩道整備や側溝整備（蓋版設置）等を継続的に実施しています。

(4) 安心して外出できる環境の整備

公共施設のトイレへのチャイルドシート（チェア）等の設置

建設課

安心して空間の構成（補助器具等の設置）を図り、継続的に整備補修を実施しています。

(5) 安全・安心まちづくりの推進等

防犯灯補助事業

総務課

青少年健全育成、地域の防犯及び安全で明るいまちづくりを図るもので、防犯灯の設置及び管理に対する補助事業である。平成 27 年度から令和元年度までの5年間における設置要望か所は 136 か所で設置か所は 101 か所です。

防犯灯の設置に対する要望が多いため、今後も継続して実施します。

5 職業生活と家庭生活との両立の推進等

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

広報誌発行事業

水産商工課

「働き方の見直し」を進めながら、働きやすい環境をつくるため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を図るため広報・啓発、情報提供を推進します。

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

広報誌発行事業

水産商工課

仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度等の広報・啓発等の推進に努めます。

6 子どもの安全の確保

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

①交通安全教育の推進

交通安全対策事業

総務課

春、夏、秋、年末・年始の交通安全運動の実施。また、毎月20日に街頭指導を展開しています。その他、ナイトスクールの実施を行っています。

交通安全教室

総務課

- ・各小中学校において、市と警察署が依頼を受け、年1回～2回交通安全教室を実施しています。(自転車の正しい乗り方、横断歩道の渡り方等)
- ・「ひまわり号」幼稚園児の交通教室(年4～5回)
- ・児童・園児等に対して、警察官、交通安全専門指導員の活用を図り、年齢に応じた交通安全教育の徹底、意識の高揚に努めます。

②チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシート貸出事業

総務課

市民からのチャイルドシート無償提供により、無料貸出しを実施しています。

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

防犯団体補助事業

総務課

枕崎警察署管内にある市、自治公民館、関係団体等で構成し、防犯思想の普及を図り、自主防犯への取組を推進し犯罪・事故・災害のない安心、安全なまちづくりを推進します。市民の安心、安全に係る事業を推進しており、有効かつ公共性が高く、今後も継続して実施します。

青少年補導・指導事業（再掲）

生涯学習課

社会教育指導員による巡回補導及び青少年指導委員「5校区12班71名」の街頭補導並びに警察の少年補導との連携及び校外生活指導連絡会との合同街頭補導など青少年の健全育成に努めていきます。今後も巡回補導や街頭補導などをとおして、学校・家庭地域社会が一体となった取組を行い青少年の健全育成に努めます。

危機管理マニュアルの機能化

保健体育課

各学校では、自然災害や不審者の侵入など、多様な危機を想定して「危機管理マニュアル」を作成して、マニュアルの機能化に努めている。また、スクールガードや各校区子ども見守り隊による青パト講習会や児童・生徒が安全で安心して生活を送るため、学校、家庭、地域の連携等スクールガードや青パト隊の登下校時のパトロールを実施します。

子ども 110 番の家かけこみ訓練

保健体育課

各小学校では、年に最低1回は、「子ども 110 番の家」と連携し、児童に体験を通じた「かけこみ訓練」を実施しています。平成 19 年度には、「まくらざき安全マップ」を作成し、市内児童生徒に配布して、防犯意識を高めさせるとともに「子ども 110 番の家」や関係機関の位置確認など緊急時に活用可能な情報提供をしています。また令和元年度には、枕崎市版「キッズセーフティーマップ」を作成し、市内の小中学校、関係機関等に配布し、交通安全、防犯意識の高揚につなげています。児童、生徒は自ら危険に気づき、それを回避する能力を育てることが必要となります。そのため、危険箇所マップを配布するなどして、危険回避能力を育成します。

7 児童虐待防止対策の充実

(1) 育児・児童相談機能の強化

子育て支援に係る各種相談	福祉課
担当職員と家庭児童相談員で対応して、必要に応じて、受理会議、ケース会議等を開き、情報交換・支援等内容に関する協議を行い今後の対応・方針を決定しています。	

家庭相談員設置事業	福祉課
家庭での適正な児童養育及び児童虐待に関する相談については、県児童相談所等と連携して虐待を受けた子どもの保護を図り、保護者にも適切な助言・指導・支援等を行います。	

児童虐待の未然防止・早期発見	福祉課
関係機関と連携し、各種訪問等での保護者の育児負担の状況把握、家庭児童相談室の設置による虐待の未然防止・早期発見に努めます。	

要保護児童対策地域協議会の設置	福祉課
児童虐待の早期発見及び適切な保護を目的として、要保護児童対策地域協議会を設置しています。教育、医療、警察等の関係機関と連携し、情報交換や対応策を協議する場を設け虐待に防止に努めます。	

(2) 関係機関等との連携

要保護児童対策地域協議会の実施	福祉課
要保護児童対策地域協議会は、要保護児童（虐待に限らず、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の早期発見及びその適切な保護について、児童福祉機関・保健医療機関・教育機関・警察・児童委員が連携を図っています。	

子ども SOS 地域連絡会議への参加	福祉課
南薩地域振興局で開催される会議に参加して、地域内での関係者間の情報伝達、相互協力等、緊密な連携を取り合い、子ども虐待の早期発見、早期対応、防止等を行っています。	

(3) 児童虐待防止の意識啓発及び通報先の広報

啓発ポスター等の掲示

福祉課

児童虐待防止推進月間にあわせて、お知らせ版によるリーフレットの配布と各関係機関へのポスター掲示を行っています。

(4) 育児不安を抱える家庭への支援

妊娠期間中からの育児不安等を抱えた家庭の把握・支援の充実

健康課

妊娠届出時（母子健康手帳交付時）に、妊婦が安全な妊娠、出産を迎えることができるように妊婦健康相談を実施します。妊婦健康相談での保健指導に当たっては、新しい世代をつくる子どものためにも、母性の健康を守るためにも、妊婦だけでなく、その家族あるいは周囲の者に母体保護の重要性を浸透させる必要があります。身体的な問題だけでなく、生活環境・経済的背景・社会的背景なども十分考慮して総合的な指導を行います。妊娠届出時情報（アンケート）により、ハイリスク妊婦を見極めて、早期介入して、関係者との連携を図ります。

家庭訪問事業の充実

健康課

育児不安を抱える家庭への支援として、家庭訪問を実施しています。適切な時期に確実に訪問指導を行います。

乳幼児健診の場における虐待の早期発見

健康課

健診票に虐待に関する質問項目を設けています。また、計測時に身体のおざや皮膚の状態を観察しています。

養育支援訪問事業

健康課

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）の実施結果等に基づいて、養育支援が特に必要と認められる家庭の児童及びその養育者に訪問支援を実施しています。

(5) 県が行う施策との連携

本市においては、児童相談所等とも連携しながら、児童虐待の防止に向けて、以下のような施策について鹿児島県と連携します。

ア 関係機関との連携強化等

- 虐待の早期発見に向けた庁内及び関係機関との連携強化
- 児童相談所など専門性を有する関係機関への支援要請
- 要保護児童対策地域協議会の充実強化

イ 妊娠や子育て家庭の相談体制の整備

- 家庭・児童相談窓口の充実
- 訪問事業によるきめ細かな相談支援の充実

ウ 児童虐待防止についての意識啓発

- 児童虐待防止についての広報・啓発・リーフレット配布
- オレンジリボンキャンペーンの実施

エ 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

- 県・児童相談所・市町村との連携により再発防止のための措置を講じる

8 ひとり親家庭の自立支援の促進

(1) 就業に関する支援

自立支援教育訓練給付金事業

福祉課

母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援して、自立の促進を図るため、自立支援教育訓練給付金を支給しています。

高等職業訓練促進給付金等事業

福祉課

母子家庭の母及び父子家庭の父の就職の際に有利となる資格の取得を促進するため、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的として、当該資格に係る養成訓練の受講期間について訓練促進給付金を支給するとともに、受講修了後に修了支援給付金を支給しています。

(2) 経済的な支援

児童扶養手当支給事業

福祉課

父又は母のいない家庭や父又は母が一定の障害の状態にある家庭の児童を監護している父又は母、また、父母にかわってその児童を養育している人に対して手当を支給する制度です。本人や扶養義務者等の所得額により支給額を決定します。

ひとり親家庭等医療費助成事業

福祉課

ひとり親家庭等の健康を保持して、生活の安定と福祉の向上を図るため、ひとり親家庭等の医療費の一部負担金を助成しています。

母子父子寡婦福祉資金貸付事業

福祉課

20歳未満の児童を養育している配偶者のいない者に対して、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて児童の福祉を増進するため必要な資金の貸付を行います。

(3) 県が行う施策との連携

本市においては、ひとり親家庭が自立し、子どもとともに健全な生活を営むことができるよう、以下のような施策について鹿児島県と連携します。

ア 子育て・生活支援策

- 日常生活の支援（家庭生活支援員の派遣等）
- 医療費の助成
- 相談体制の整備

イ 就業支援策

- 就業相談事業等（就業に関する情報提供及び支援）
- 就業に向けた能力開発への支援（就業のための技能取得を支援）

ウ 養育費の確保支援策

- ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

エ 経済的支援策

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- たすけあい資金の貸付
- 医療費の助成

9 障害のある子どもへの支援

(1) 障害の早期発見の推進

障害児通所支援事業（再掲）

福祉課

障害児に対して、施設に通っての日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。身体障害者手帳・療育手帳等の所持の有無に関わらず、障害がある又は疑われる乳幼児・児童生徒に対する障害の早期発見・早期支援、療育を行います。

(2) 障害児保育の拡充

障害児保育事業

福祉課

保護者の労働等により家庭での保育ができない障害児で、集団保育が可能な児童を受け入れることにより、社会性の成長発達を促進し、障害児の福祉増進を図る事業です。重度の心身障害児が入所している保育所等において実施しています。心身障害児の処遇の向上と健全な発達を助長するため、継続して実施します。

(3) 医療的ケア児に対する支援

医療的ケア児の支援体制の整備

福祉課

医療的ケアの必要な子どもが、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、各機関との連絡調整を行うための体制整備に努めていきます。

(4) 学齢障害児の教育の充実

特別支援教育の推進

学校教育課

一人一人の児童生徒を理解して、児童生徒のニーズに応じた支援活動を充実させています。年3回の教育支援委員会を実施し、計画的な就学指導を行います。特別支援連携協議会を開催して、各種機関との連携やケース会議等の充実を図ります。特別支援学級担任研修と特別支援学級合同学習会を充実させています。

必要に応じて特別支援学級の施設整備を行います。

(5) 障害児の社会参加の促進

障害児の補装具交付・修理費支給事業

福祉課

身体障害者手帳をお持ちの方に、身体上の障害を補うための補装具の交付・修理費を一部助成しており、今後も継続して実施します。

重度障害児日常生活用具給付事業

福祉課

在宅の重度身体障害児に対して、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付等しています。

(6) 在宅福祉サービスの充実

障害児居宅介護事業

福祉課

障害者総合支援法による障害福祉サービスのひとつで、障害程度が一定以上の障害児に対して、ヘルパーによる自宅での入浴や排泄や食事等の介助をする事業です。障害児の保護者等の相談に応じて、必要な情報の提供や助言を行い、適切なサービスが受けられるようにします。

障害児短期入所事業

福祉課

障害者総合支援法による障害福祉サービスのひとつで、障害程度が一定以上の障害児を自宅で介護する方が病気などの場合、短期間施設へ入所する事業であり、現在数名が実施しています。今後も引き続き実施していくうえで、障害児の保護者等の相談に応じて、必要な情報の提供や助言を行って、適切なサービスが受けられるようにします。

枕崎市日中一時支援事業

福祉課

障害者総合支援法による地域生活支援事業のひとつで、身体障害者手帳・療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害児又は難病患者、障害児通所支援事業を利用している児童を自宅で介護する方の一時的な休息や、障害児の日中における活動の場を確保する事業であり、今後も継続して実施します。

(7) 経済的な支援

特別児童扶養手当支給事業

福祉課

20歳未満で心身に障害がある児童の扶養のために、その父、母、又は養育者に対して支給する制度です。

障害児福祉手当支給事業

福祉課

日常生活において常時の介護を必要とする重度障害児（20歳未満）に支給しています。障害の程度と範囲において認定基準が定められています。

重度心身障害者医療費助成事業

福祉課

重度心身障害者の健康の保持増進と福祉の向上を図るため、重度心身障害者の医療費の自己負担分の助成を行っています。

(8) 県が行う施策との連携

本市においては、障害の有無に関わらず、一人ひとりの子どもが地域の中で健やかに学び、成長できる社会を実現するため、以下のような施策について鹿児島県と連携します。

ア 障害児等特別な支援が必要な子どもに対する支援

- 通所利用の障害児やその家族に対する支援
- 児童発達支援利用者の負担軽減
- 施設に入所している障害児に対する支援
- 地域療育支援体制の整備促進
- 県こども総合療育センターなど専門性を有する関係機関との連携

イ 特別支援教育の推進

- 障害者理解のための交流及び共同学習の推進
- 教育相談・就学相談体制の確立と推進等
- 教職員研修の充実等
- 就学前から学校卒業までの一貫した支援体制の整備
- 特別支援学校の充実
- 私立幼稚園等における心身障害児の就園奨励

10 配偶者等からの暴力に対する対策の充実

(1) 相談機能環境の充実

専門相談窓口、相談員設置の検討

福祉課

専門相談窓口は設置しておらず、家庭相談員と事務担当職員で対応している現状です。今後、DV 被害者の利用希望等を踏まえ、事業実施に向けて取り組みます。

関係機関との連携（女性のための110番）

福祉課

女性に対する暴力について、配偶者暴力相談支援センター・警察・女性相談センター等の関係機関と密接に連携し相談機能環境の充実を図ります。DV 相談は市だけで解決することは難しいことから、政策推進係など DV 庁内連絡体制を整備したうえで、相談・保護・警察等の関係機関との連携を図ります。

(2) 被害者への自立・支援体制の充実

県婦人相談所との連携による一時保護（シェルター）の実施

福祉課

緊急に保護することが必要と認められた要保護女子等について、本人の申請に基づいて県女性相談センターとの連携による一時保護を実施します。警察と連携しながら、今後も継続して実施します。

11 子育てにかかる費用への支援

(1) 経済的支援の充実

①保育料等の軽減

保育料の軽減（保育所等）

福祉課

子育てにかかる保護者の経済的負担を軽減するため、国が定めた保育料基準額より低い保育料徴収基準額を定めて、保育料の軽減を行っています。安心して子どもを育てることができ環境づくりを推進するため、今後も継続して実施します。

多子世帯保育料等軽減事業

福祉課

安心して子どもを育てられる環境づくりを推進することを目的として、第3子以降の子どもを保育所等に入所させた際、県の補助事業を活用して保育料の軽減を行い、多子世帯の経済的負担を軽減しています。（県の補助率 1/2）
今後も多子世帯の経済的負担軽減として、県の補助事業を活用し実施します。

子ども・子育て支援法に基づく施設等利用料の無償化

福祉課

認可外保育施設等の利用について、37,000円又は42,000円を上限として無償化（条件有り）。

生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業（新規）

福祉課

経済的又は家庭的理由等により学習機会に恵まれない等の状況に置かれた子どもに対し学習機会の提供等を行うことにより、学習意欲の醸成及び学習習慣の確立等を図り、貧困という負の連鎖の防止及び将来の自立した生活につなげるため行うものです。

②子どもにかかる各種手当の支給

児童手当支給事業

福祉課

小中学校修了前の児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。（所得制限有）
支給額は、3歳未満一律1万5千円、3歳以上の第1子、2子及び中学生1万円、第3子以降は1万5千円(月額)。

③乳幼児等の医療費助成

養育医療給付

福祉課

養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児は、県が指定した医療機関に入院し治療した場合に、必要な医療の給付が受けられます。なお、生活保護世帯は、全額公費で負担しますが、その他の世帯には収入に応じた自己負担があります。

子ども医療費助成事業（再掲）

福祉課

子ども（中学校卒業まで）の健康と健やかな育成を図るため、保険診療による医療費の全額を助成するための事業です。

④学校教育における助成

要保護及び準要保護児童生徒援助費

学校教育課

教育の機会均等の精神に基づき、すべての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるように、経済的理由により就学困難な児童生徒に対して行う援助です。
枕崎市就学援助事業実施要項に基づき実施します。

（２）保育所及び幼稚園への助成

幼稚園協会に対する助成

教育委員会総務課

幼稚園の教職員の資質向上のための研修会等の出席に対し助成を行っています。
今後も幼稚園の教職員の資質向上のため、助成を行います。

保育所等施設整備

福祉課

保育所等施設整備については、各保育所等の意向を踏まえながら、補助事業等を活用して施設整備に取り組んでいます。児童福祉施設最低基準に基づいて、設備及び運営の向上を図るため、保育需要の動向に対応した保育所等施設整備を進めます。

12 子どもの貧困対策

平成26年1月、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月に、貧困が世代を超えて連鎖することがないように上記を踏まえ「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

また、令和元年6月19日には「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、子どもの「将来」だけでなく「現在」についても子どもの最善の利益を優先し総合的に対策を推進することとなりました。

さらに、子供の貧困対策に関する有識者会議において、貧困の状況にある子ども及びその保護者を含め幅広く関係者から意見聴取が行われ、令和元年8月に「今後の子供の貧困対策の在り方について」が提言され、令和元年11月に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。この新たな大綱において、目指すべき社会を実現するためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があるとされています。

本市においても国や県の取組と連携し、本市のすべての子どもの現在、未来を応援するために子どもの貧困対策に取り組んでいきます。

(1) 生活の支援

貧困の状況にある子どもとその保護者に対し、生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者家計改善支援事業などを実施し、生活困窮者の自立の促進を図ります。

また、子ども食堂など子どもの居場所や世代間交流の場づくりを支援します。

(2) 学習の支援

経済的又は家庭的理由等により学習機会に恵まれない等の状況に置かれた子どもに対し学習機会の提供等を行い、学習意欲の醸成及び学習習慣の確立等を図り貧困という負の連鎖の防止及び将来の自立した生活につなげます。

また学習支援に加え、居場所の提供・進路相談等・高校生世代への支援・親に対する養育支援等の取組等も行います。

(3) 経済的な支援

経済的支援に関する既存の制度の周知徹底を図り、利用促進につなげます。

①実費徴収に係る補足給付事業

低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助（日用品・副食材料費）します。

②病児・病後児保育事業

生活保護受給世帯・市民税非課税世帯については利用者負担金無料、またその他所得により減免措置を行います。

③保育料の負担軽減の充実

保育所・認定子ども園の保育料のさらなる負担軽減を図るため、階層に応じて国の基準よりも軽減を行います。

④母子父子寡婦福祉資金事業

ひとり親家庭の就労を後押しするため、技能や資格取得の支援（自立支援教育訓練給付金・高等技能訓練促進費等）を行うほか、就労や児童の就学などで資金が必要となったときに資金の貸し付けを行います。

⑤ひとり親家庭等医療費助成事業

ひとり親家庭等の健康を保持して、生活の安定と福祉の向上を図るため、ひとり親家庭等の医療費の一部負担金を助成します。

第5章

事業計画

1 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、市町村において「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられており、この「教育・保育提供区域」に基づき、同事業計画に「量の見込み」および「確保方策」を記載するとともに、地域型保育事業の認可の際の需給調整を判断することとされています。

本市では、以下の理由から、枕崎市子ども子育て会議を経て、市内全域を1区域として設定します。

- ア 利用者及び事業者にとってわかりやすい区域設定を行うこと。
- イ 今後の教育・保育需要の変化に対して、施設の整偏等への柔軟な対応ができること。
- ウ 居住エリア以外（通勤途中等）での利用ニーズにも柔軟に対応できること。
- エ 計画策定後の事業内容について、各施設・事業を通じて進捗管理を行いやすいこと。

2 幼児期の学校教育・保育

(1) 教育・保育の支給の認定について

本市では、市内に居住する0～5歳の子どもについて「現在の保育所、幼稚園、こども園の利用状況」に「利用希望」を加味し、国の定める以下の3つの区分で認定します。

図表：認定区分と提供施設

	認定区分	提供施設
1号認定	3-5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号認定	3-5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号認定	0-2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

(2) 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」と「確保の内容」

計画期間（令和2年度から令和6年度）における、「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」及び「教育・保育施設および地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を以下に定めます。

①学校教育・保育の量の見込み

【量の見込み】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定＋2号認定 (教育ニーズ)	85	81	76	73	68
うち2号認定(教育ニーズ)	0	0	0	0	0
2号認定(保育ニーズ)	289	300	286	271	254
3号認定	224	214	205	196	187
0歳児	60	57	54	51	48
1-2歳児	164	157	151	145	139
合 計	598	595	567	540	509

②学校教育・保育の確保方策

【1号認定＋2号認定(教育ニーズ)の確保方策】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要利用定員数)	85	81	76	73	68
②確保方策 (利用定員数)	265	265	265	265	265
②－①過不足	180	184	189	192	197

【2号認定（保育ニーズ）の確保方策】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要利用定員数)	289	300	286	271	254
②確保方策 (利用定員数)	291	291	291	291	291
②-①過不足	2	△9	5	20	37

【3号認定（0歳児、1-2歳児）の確保方策】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要利用定員数)	224	214	205	196	187
②確保方策 (利用定員数)	199	199	199	199	199
②-①過不足	△25	△15	△6	3	12

【3号認定（0歳児）の確保方策】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要利用定員数)	60	57	54	51	48
②確保方策 (利用定員数)	48	48	48	48	48
②-①過不足	△12	△9	△6	△3	0

【3号認定（1-2歳児）の確保方策】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要利用定員数)	164	157	151	145	139
②確保方策 (利用定員数)	151	151	151	151	151
②-①過不足	△13	△6	0	6	12

3 保育利用率の目標設定

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定しました。

(1) 保育利用率とは

$$\text{3歳未満の保育利用率} = \frac{\text{3歳未満の利用定員数}}{\text{3歳未満の児童数}}$$

〔子ども・子育て支援法に基づく基本指針第2の2の2（一）〕

保育利用率：満3歳未満の子どもの数全体に占める認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合。

(2) 保育利用率の目標値の設定

現在の利用状況及びニーズ調査により算定した3号に該当する子どもの保育の量の見込みから、令和2年度以降の「保育利用率の目標値」を以下のように設定しました。各年度における利用定員・推計児童数から算定した「保育利用率」をみると、令和5年度には目標値を達成できる見込みとなっています。

図表：保育利用率（3号認定）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率の目標値	59.1%	59.3%	60.1%	60.5%	61.3%
保育利用率	52.5%	55.1%	58.4%	61.4%	65.2%
確保方策(利用定員数)	199	199	199	199	199
推計児童数（3歳未満）	379	361	341	324	305

4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

子ども・子育て支援法の趣旨は、すべての子どもが健やかに成長するよう支援するものであり、その支援は良質かつ適切なものでなければならないとされています。子ども・子育て支援において、幼児期の教育・保育を担う幼稚園及び保育所等の役割が極めて重要となります。

幼児期の教育・保育の目的が達成されるよう国の告示により定められている「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」並びに「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」は、互いに教育・保育の内容の整合が図られています。

また、乳児期から小学校就学前までの一貫した教育・保育や発達の連続性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続を図っていくことが重要であることから、幼稚園、保育所、認定こども園などの施設形態の違いを踏まえた上で、それぞれの施設において教育・保育・子育て支援の提供が総合的かつ一体的に図られるよう、施設・事業者の創意工夫を生かした運営を促進していきます。

その上で、認定こども園については、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、既存の幼稚園や保育所からの移行や新たな設置について、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえ、適切に普及・促進を図っていきます。

また、保育士、幼稚園教諭、保育教諭その他の特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者に対し、鹿児島県の実施する研修等に関する情報提供を行い、資質向上を図ります。

さらに、児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等については、鹿児島県が行う専門的な知識等を要する施策と密接に関連しており、県と本市は、互いの役割分担や事業の実施状況等を踏まえ、十分に調整・連携の上、取組を進める必要があります。

5 産後の休業及び育児休業後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実強化を図ります。

- ホームページ等を活用した情報提供体制の充実
- 妊娠届出時や乳児家庭全戸訪問事業時における情報提供の充実
- 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）における情報提供の充実
- 利用者支援事業における情報提供の充実

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴って、新制度未移行の幼稚園の保育料、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

7 地域子ども・子育て支援事業

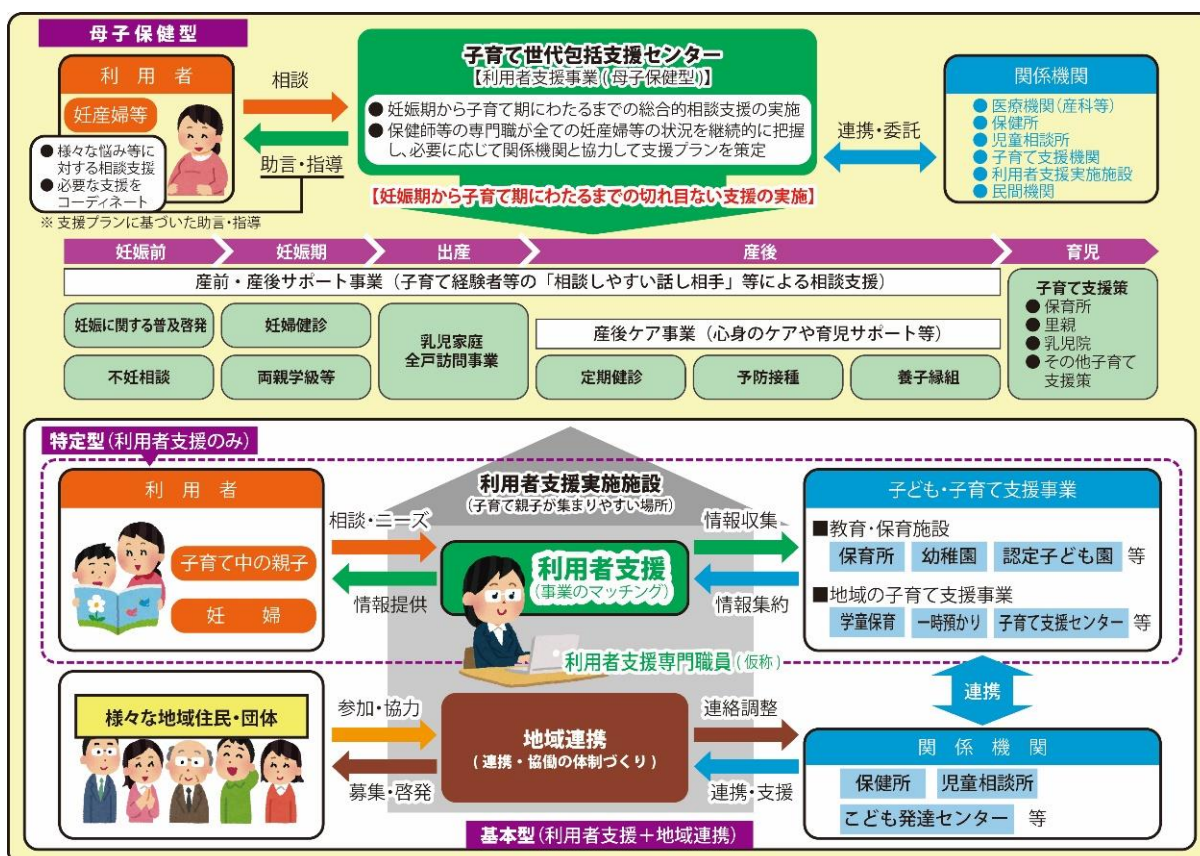
計画期間（令和2年度から令和6年度）における、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の内容を定め、提供体制の確保策やその実施時期を事業計画で明確にし、各年度の進捗管理をしていきます。

	事業名	実施有無
1	利用者支援事業	78 ページ
2	地域子育て支援拠点事業	80 ページ
3	妊婦健康診査	81 ページ
4	乳児家庭全戸訪問事業	82 ページ
5	養育支援訪問事業	83 ページ
6	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	84 ページ
7	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	85 ページ
8	一時預かり事業	86 ページ
9	延長保育事業	87 ページ
10	病児・病後児保育事業	88 ページ
11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	89 ページ
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	90 ページ
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	90 ページ

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【事業概要】



●利用者支援

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」、「相談」、「利用支援・援助」を行います。

●地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等を行います。

【事業実績】

区 分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
基本型・特定型【箇所】	0	0	0	0	0
母子保健型【箇所】	1	1	1	1	1

【確保方策】

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
基本型・特定型【箇所】	0	0	1	1	1
母子保健型【箇所】	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

量の見込みは、利用実績及びニーズ調査等を勘案して算定しました。確保方策については、現状の体制で必要量が確保できます。

【事業実績】

区 分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
利用人数【人】	2,234	2,055	1,659	2,092	2,301
実施箇所	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保方策】

区 分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人】		2,192	2,088	1,964	1,876	1,654
確保方策	②【人】	2,192	2,088	1,964	1,876	1,654
	【箇所】	1	1	1	1	1
過不足②－①		0	0	0	0	0

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込みは、利用実績及び人口動態等を勘案して算定しました。確保方策については、現状の体制で必要量が確保できます。

【事業実績】

区 分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
実績【人】	206	228	203	183	159

【量の見込みと確保方策】

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
①量の見込み【人】	141	132	124	116	109	
確保方策	②【人】	141	132	124	116	109
	【受診券配布窓口】	1	1	1	1	1
過不足②－①	0	0	0	0	0	

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

量の見込みは、利用実績及び人口動態等を勘案して算定しました。確保方策については、現状の体制で必要量が確保できます。

【事業実績】

区 分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
訪問数【人】	115	138	127	134	100

【量の見込みと確保方策】

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人】	124	118	111	106	100
②確保方策【人】	124	118	111	106	100
過不足②－①	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

量の見込みは、利用実績及び人口動態等を勘案して算定しました。確保方策については、現状の体制で必要量が確保できます。

【事業実績】

区 分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
訪問数【人日】	13	21	30	50	33

【量の見込みと確保方策】

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人日】	43	41	39	37	35
②確保方策【人日】	43	41	39	37	35
過不足②-①	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

量の見込みは、利用実績及びニーズ調査等を勘案して算定しました。確保方策については、現状の体制で必要量が確保できます。

【事業実績】

区 分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
利用者数【人日】	0	0	8	40	7
施設数【箇所】	0	0	3	4	4

【量の見込みと確保方策】

区 分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人日】		27	27	27	27	27
確保方策	②【人日】	27	27	27	27	27
	【対応箇所】	4	4	4	4	4
過不足②－①		0	0	0	0	0

※単位：人日…年間の利用人数×利用日数

※夜間養護等事業は本市では実施していません。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

量の見込みは、利用実績及びニーズ調査等を勘案して算定しました。確保方策については、現状の体制で必要量が確保できます。

【事業実績】

区 分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
会員数【人】	166	166	169	170	173
施設数【箇所】	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保方策】

区 分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人日】		134	127	121	116	110
確保方策	②【人日】	134	127	121	116	110
	【対応箇所】	1	1	1	1	1
過不足②－①		0	0	0	0	0

単位：人日…年間の延べ日数

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

量の見込みは、利用実績及びニーズ調査等を勘案して算定しました。確保方策については、現状の体制で必要量が確保できます。

【事業実績】

区 分			H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
幼稚園型	1号認定	【人日】	0	0	0	2,612	3,591
	2号認定	【人日】	0	0	0	0	0
	施設数	【箇所】	0	0	0	2	2

区 分		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
一般型	【人日】	2,050	2,197	1,443	891	1,037
	【箇所】	7	7	7	7	7

【量の見込みと確保方策】

区 分			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	①幼稚園型（1号認定）【人日】		2,615	2,580	2,545	2,513	2,474
	②幼稚園型（2号認定）【人日】		0	0	0	0	0
	③一般型【人日】		2,900	2,752	2,594	2,457	2,298
確保方策	幼稚園型	④【人日】	2,615	2,580	2,545	2,513	2,474
		【施設】	2	2	2	2	2
	一般型	⑤【人日】	2,900	2,752	2,594	2,457	2,298
		【施設】	9	9	9	9	9
過不足	幼稚園型④－(①＋②)		0	0	0	0	0
	一般型⑤－③		0	0	0	0	0

単位：人日…年間の利用人数×利用日数

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

量の見込みは、利用実績及びニーズ調査等を勘案して算定しました。確保方策については、現状の体制で必要量が確保できます。

延長保育の対象となる時間帯（例）

■ 保育標準時間

月曜日	(延長保育)	← 通常の 保育時間	11時間	通常の 保育時間 →	(延長保育)
火曜日			原則的な保育時間 (8時間)		
水曜日					
木曜日					
金曜日					
土曜日					
日曜日	(延長保育)				

■ 保育短時間

月曜日	(延長保育)	(延長保育)	8時間	(延長保育)	(延長保育)
火曜日			原則的な保育時間 (8時間)		
水曜日					
木曜日					
金曜日					
土曜日					
日曜日	(延長保育)				

【事業実績】

区 分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
利用人数【人】	300	291	236	215	193
施設数【箇所】	7	7	7	7	7

【量の見込みと確保方策】

区 分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人】		183	174	165	157	147
確保方策	②【人】	183	174	165	157	147
	【対応箇所】	7	7	7	7	7
過不足②－①		0	0	0	0	0

※単位：人…年間の利用実人数

(10) 病児・病後児保育事業

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

量の見込みは、利用実績及びニーズ調査等を勘案して算定しました。確保方策については、現状の体制で必要量が確保できます。

【事業実績】

区 分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
利用人数【人日】	42	275	205	200	309
施設数【箇所】	1	1	1	1	1

※病児保育のみ 体調不良児は除く

【量の見込みと確保方策】

区 分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人日】		380	361	343	326	310
確保方策	②【人日】	380	361	343	326	310
	【箇所】	1	1	1	1	1
過不足②－①		0	0	0	0	0

※病児保育のみ 体調不良児は除く

単位：人日…年間の利用人数×利用日数

他 1 保育園で体調不良児保育を実施しています。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

量の見込みは、利用実績及びニーズ調査等を勘案して算定しました。確保方策については、現状の体制で必要量が確保できます。

【事業実績】

区 分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
①利用者数【人】	339	346	325	328	315
1年生【人】	97	99	82	103	81
2年生【人】	67	90	90	70	92
3年生【人】	70	50	70	69	57
4年生【人】	60	57	35	46	43
5年生【人】	27	37	28	13	33
6年生【人】	18	13	20	27	9
施設数【箇所】	5	5	5	5	5

【量の見込みと確保方策】

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み【人】	288	280	268	256	244
1年生【人】	91	89	85	81	77
2年生【人】	54	52	50	48	46
3年生【人】	67	65	63	60	57
4年生【人】	34	33	31	30	28
5年生【人】	28	27	26	24	24
6年生【人】	14	14	13	13	12
確保方策					
②【人】	288	280	268	256	244
【箇所】	5	5	5	5	5
過不足②－①	0	0	0	0	0

※単位：人…年間の利用実人数

(12) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

①日用品・文房具等に要する費用の補助

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

②副食材料費に要する費用の補助

世帯の所得状況を勘案して、施設等利用給付認定の1号認定子どもが新制度未移行幼稚園を利用した場合に食事の提供の支払いにかかる実費徴収額に対して認定保護者にその費用を補助する事業です。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

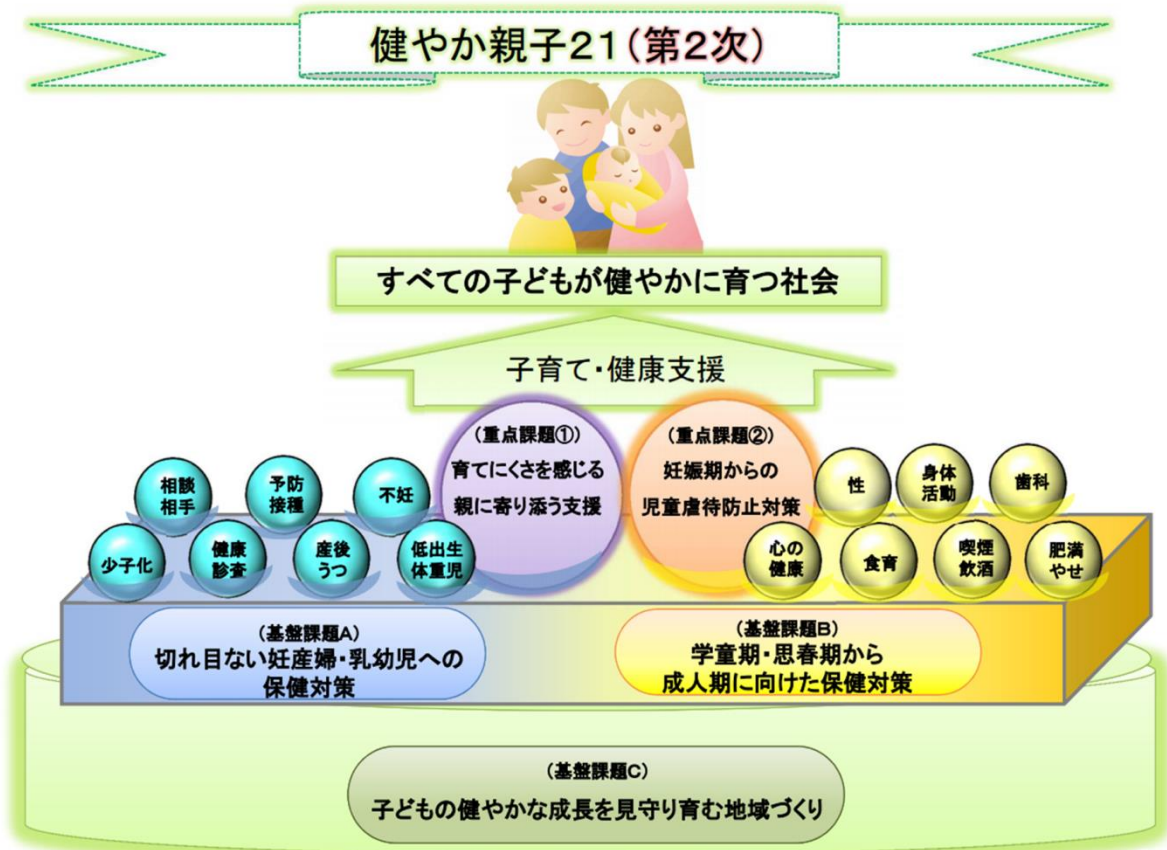
第6章

関連計画への取組

1 「健やか親子 21（第2次）」に基づく本市の取組

母子保健計画においては、「健やか親子 21（第2次）」で示された課題や指標を基本とし、「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現に向け、「健やか親子 21（第2次）」の指標について地域の母子保健水準や状況に応じた具体的な目標を設定することとされ、指標の一部については、平成27年度から乳幼児健康診査の対象者全員について調査をおこない「母子保健事業の実施状況」として県に報告することとされています。

本市においても、「基盤課題A 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」と「基盤課題C 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」、「重点課題① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援」「重点課題② 妊娠期からの児童虐待防止対策」への対応として、事業を実施する中で親子ひとりひとりに丁寧にかかわりながら、妊娠・出産・子育てへの連続的支援に取り組み、地域の保健、医療、福祉、教育の関係者、関係機関・団体との連携をさらに充実させていきます。



図表：「健やか親子21（第2次）」における課題の概要

課 題		課題の説明
基盤課題A	切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組みとともに、各事業間や関連機関間の有機的な連携体制の強化や、情報の利活用、母子保健事業の評価・分析体制の構築を図ることにより、切れ目ない支援体制の構築を目指す。
基盤課題B	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	児童生徒自らが、心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるよう、多分野の協働による健康教育の推進と次世代の健康を支える社会の実現を目指す。
基盤課題C	子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないよう支えていく地域づくりを目指す。具体的には、国や地方公共団体による子育て支援施策の拡充に限らず、地域にある様々な資源（NPOや民間団体、母子愛育会や母子保健推進員等）との連携や役割分担の明確化が挙げられる。
重点課題①	育てにくさを感じる親に寄り添う支援	親子が発信する様々な育てにくさ（※）のサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実を図ることを重点課題の一つとする。 （※）育てにくさとは：子育てに関わる者が感じる育児上の困難感で、その背景として、子どもの要因、親の要因、親子関係に関する要因、支援状況を含めた環境に関する要因など多面的な要素を含む。育てにくさの概念は広く、一部には発達障害等が原因となっている場合がある。
重点課題②	妊娠期からの児童虐待防止対策	児童虐待を防止するための対策として、①発生予防には、妊娠届出時など妊娠期から関わることが重要であること、②早期発見・早期対応には、新生児訪問等の母子保健事業と関係機関の連携強化が必要であることから重点課題の一つとする。

2 「放課後子ども総合プラン」に基づく本市の取組

1 趣旨・目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子供教室」という。）の計画的な整備等を進める。

2 国全体の目標

- **放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）**
- **全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。**
- **両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。**
- **子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。**

3 事業計画

全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や、教育と福祉との連携方策等について検討しつつ、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を計画的に整備等していくことが必要である。市町村が計画的に両事業の整備を進めていけるよう、国は「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について、子ども・子育て支援法に基づく基本指針や次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針を見直す中で記載し、市町村は以下に掲げる内容について市町村子ども・子育て支援事業計画又は市町村行動計画に盛り込むこととする。

市町村行動計画等に盛り込むべき内容

- ① 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量
- ② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量
- ③ 放課後子供教室の2023年度までの実施計画
- ④ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ⑤ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
- ⑥ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- ⑦ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
- ⑧ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組
- ⑨ 各放課後児童クラブが、放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策
- ⑩ 放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策 等

<新・放課後子ども総合プラン行動計画>

1 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

87 ページに記載しています。

2 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の 2023 年度に達成されるべき目標事業量

87 ページに記載しています。

3 放課後子供教室の 2023 年度までの実施計画

放課後子供教室を希望する学校区を調査し、実施に向けて整備を推進します。本市において「小 1 の壁」の打破又は「待機児童」がでないよう事業を整備し全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようにします。

4 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な又は連携による実施に関する具体的な方策

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者が定期的に協議や打ち合わせを行い連携が図れる体制を構築します。

5 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

現在実施している放課後児童クラブ又は保護者等の要望を聴き、福祉部局と教育委員会・学校関係者で十分な協議を行い新放課後子ども総合プランの必要性を踏まえ整備を目指します。

6 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

小学校内での放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施にあたっては実施主体である福祉部局と教育委員会の間で課題などについて情報共有を図り十分な協議を踏まえ実施における責任体制を明確にしたうえで運用ルール等を策定します。

7 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

障害等により特別な配慮を必要とする児童に対する支援方法等に関する研修又は研修への参加を充実していきます。

8 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長にかかる取組

放課後児童クラブ運営事業者に対し、利用者のニーズ、保育所等の開所時間との関係等総合的に考え、本市の実情に応じた開所時間の設定に努めるよう指導していきます。

9 各放課後児童クラブが、放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童支援員等の資質向上のための研修又は研修への参加を通じて支援の質の向上を図ります。また放課後児童クラブに対し、実施指導等を行っていきます。

10 放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

市のホームページや広報紙による周知を継続するとともに、各放課後児童クラブが設置している運営委員会等を通じて、学校や地域などとの連携を深めていくよう指導していきます。

第7章

計画の推進

1 計画の推進体制

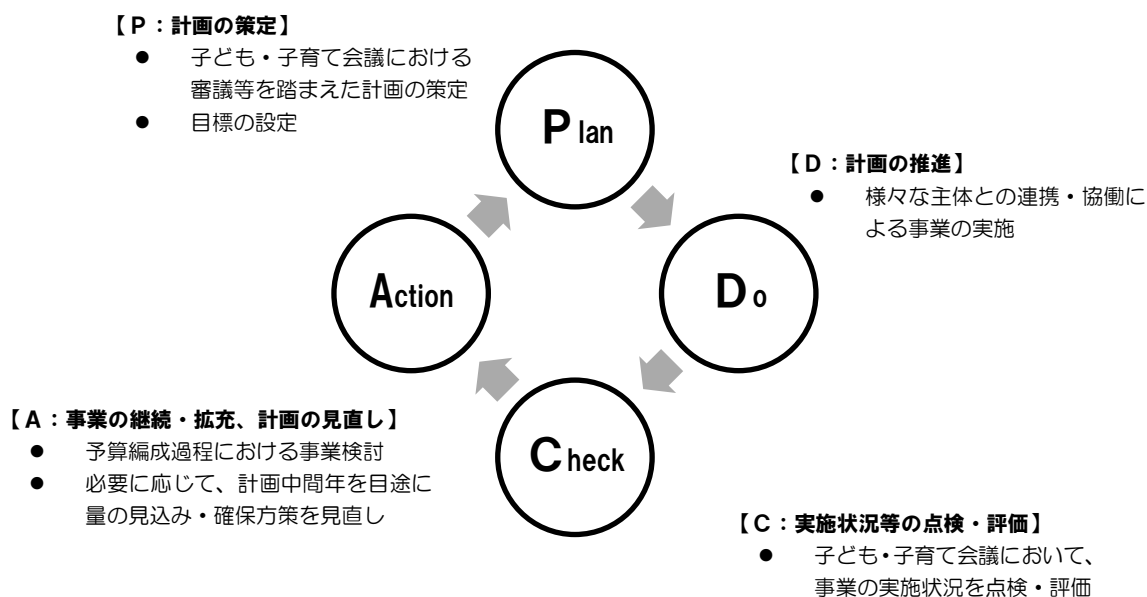
本計画は、庁内関係各課、関係機関団体と連携して推進を図るとともに、市内の教育・保育事業者、学校、事業所、住民と連携及び協働を推進し、子ども・子育て支援施策の充実に取り組みます。

2 進捗状況の管理

本市における子ども・子育て支援施策の推進に向け、子ども・子育て支援事業計画に基づく各施策の進捗状況に加え、事業計画全体の成果についても「枕崎市子ども・子育て会議」で点検・評価をしていきます。

また利用者の視点に立った事業の提供を図るため、各種指標を設定し、年度ごとの点検・評価を行い、施策の改善に努めます。

図表：PDCA サイクルのイメージ



資料編

資料編

1 枕崎市子ども・子育て会議条例

平成26年3月14日条例第9号

枕崎市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、枕崎市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員17人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 枕崎市報酬及び費用弁償条例（昭和31年枕崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

2 枕崎市子ども・子育て会議委員名簿

【任期：平成30年6月9日～平成32年6月8日】

	委員名	所属団体等の名称及び役職	選出区分
1	永野 美穂	長野幼稚園長	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
2	朝倉 文昭	枕崎幼稚園長	
3	俵積田 圭	まくらぎき保育園長	
4	酒匂 明彦	立神 海の風こども園長	
5	下窪 健太郎	妙見保育園長	
6	俵積田 修治	べっふ里山こども園長	
7	小湊 和代	火の神保育園長	
8	岩下 修一	富士保育園長	
9	今給黎 富士子	第2ふじ保育園長	
10	大脇 治樹	枕崎市子育てサポートセンター NPO 法人 子育てふれあいグループ自然花	
11	川野 いずみ	母子保健推進員代表	子どもの保護者
12	園田 節子	子育て支援センター キッズ	
13	桑原 友博	市保育園保護者代表	
14	山崎 和実	市幼稚園保護者代表	
15	山神 一益	市PTA連絡協議会長	
再掲	俵積田 修治	市民生委員・児童委員連絡協議会 主任児童委員	その他市長が必要と認める者
16	豊留 みちよ	母親クラブ「のはら」代表	
17	新留 真美子	母子寡婦会代表	

・会 長（朝倉 文昭）・副会長（俵積田 圭）

第2期枕崎市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

枕崎市

〒898-8501 鹿児島県枕崎市千代田町27番地

TEL：0993-72-1111